

平成22年第4回太子町議会定例会（第427回町議会）会議録（第2日）

平成22年8月30日

午前10時開議

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	2 番	清 原 良 典
3 番	中 島 貞 次	4 番	服 部 千 秋
5 番	長谷川 原 司	6 番	井 村 淳 子
7 番	橋 本 恭 子	9 番	花 畑 奈知子
10 番	北 川 嘉 明	11 番	熊 谷 直 行
13 番	村 田 興 亜	14 番	桜 井 公 晴
15 番	中 井 政 喜	16 番	佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

12 番 上 田 富 夫

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	木 村 和 義
書 記	森 本 麻 友		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	村 瀬 学
生活福祉部長	丸 尾 満	経 済 建 設 部 長	山 本 武 志
教 育 次 長	西 村 隆 志	財 政 課 長	香 田 大 然

（開議 午前9時59分）

○議長（佐野芳彦） 平成22年第4回太子町議会定例会第2日目におそろいでご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、ただいまから平成22年第4回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（佐野芳彦） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、清原良典議員。

○清原良典議員 皆さんおはようございます。2番清原良典、通告に従い、一般質問を行います。

しかし、暑いですね。猛暑連続14日、きょうでたしか15日ですね。新記録だそうです。気象庁の3カ月予報によりますと10月の末まで残暑厳しいとかで、うんざりといったし

ます。

このような厳しい記録的な猛暑の中でも、豊岡のコウノトリのひなが巣立ったという喜ばしいニュースもあり、また24時間テレビ愛は地球を救うでは、はるな愛さんが85キロを男らしく完走されました。38歳ということですが、同年代の女性看護師がこの番組で病と闘いながら職務に励み、そして厳しい過酷な闘病生活の果てに天に召されていったドキュメンタリーを拝見しましたが、彼女の命を奪ったのはがんです。

先週の本会議の冒頭に、議長から上田富夫議員の10月22日までの議会欠席の旨を聞いたわけですが、腹痛でもなく頭痛でもなく、この女性看護師と同様、言うまでもないことですが、口では偉そうに言っても確かにつらいと思います。それを情けないことに、がん患者のくせに口うるさいとか、がんで死にかけとるくせにやかましい、静かにしとけばええのにとか言う者がおります。たとえ嫌いであっても、口に出すことではない。特に、病にむしばまれている方々にとっては卑劣きわまりない言動であり、全くもって人間失格であり、常識を疑います。

本題に入ります。

まず、地域の安心・安全に関する件をお尋ねします。

たつの警察署管内におきましても、太子町は大変犯罪が多いと従来から言われてきております。確かに犯罪も多種多様ですが、我が家の近辺におきましても、痴漢、忍び込み、のぞき等々、数多く発生してきた経緯があります。幾度となく斑鳩交番所にも出向き、痴漢の状況を伝えはしたこともありましたが、やはり当事者本人の申し出が必要であると、勇気を持って申し出てくださいとのことですが、私たちとしましても自治会活動の一環として回覧での報告、周知程度が精いっぱいというのが現状です。

太子町でのもろもろの犯罪が起きている現状を警察当局からどの程度行政としては提供を受け、その情報の公開を町民に対し、どの

ように対処しているのかを伺います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） お答えをいたします。

平成22年、この1月からですが、兵庫県警のほうから地域安全まちづくりモデル地区の指定を受けました。各種団体の皆様の参加をいただきまして、1月27日に住民大会を開催いたしました。住民一人一人が気をつけることによりまして、犯罪を少しでも防げるといったことを確認したところでございます。

犯罪抑止の活動といたしまして、お尋ねの情報の提供の関係ですが、毎月たつの警察のほうから犯罪発生状況の資料の提供を受けております。この資料をもとに、自治会ごとの各戸回覧によりまして、最近の犯罪の種類別発生件数、発生場所、被害の特徴等の状況をお知らせをいたしますとともに、被害に遭わないための予防法等の啓発に努めておるところでございます。

もう既に毎月1回は回覧で回っておるといふふうに思いますが、特にモデル地区の重点犯罪といたしまして、車上ねらい、自転車盗を上げております。そのほか、そういった街頭犯罪的な犯罪の件数並びに地図に落とし込んだ発生場所を皆さんにお知らせをしておるところでございます。

自転車なんかの盗難といいますのは、非常に件数也多うございまして、ひとつ自転車のかぎかけをしていただくことによりまして、犯罪件数の発生件数というのは非常に抑えられるというようなこともございますので、このモデル地区の取り組みというのは非常に今のところは予定どおりといたしますか、に運んでおるところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 教育委員会サイドの取り組みでございますけれども、教育委員会におきましては、揖龍少年育成センターより揖龍管内、たつの市、太子町という形に状況が入ってまいります。変質者または不審者

等の状況について、情報が入ってまいりません。その中で、太子町管内におきまして発生した場合の情報は、確実にまたは正確に各学校園に通知をさせていただきながら、情報の共有化を図り、相互の連絡をしながら対応しているところでございます。

また、教育委員会としまして、兵庫県警の防犯ネットという形に登録させていただきながら、この管内の情報を得ているところでございます。

ちなみに、8月の揖龍センターからの情報でございますけれども、2件が情報として入ってきたところでございます。その中で、内容等につきましては、学校園に十分連絡し、先ほど言いましたように、情報の共有化を図りながら児童・園児、児童・生徒の安全に努めているところでございます。

以上でございます。

**○議長（佐野芳彦）** 清原良典議員。

**○清原良典議員** まさか教育委員会から答弁が来ると思わなんだんで、ちょっと段取りが狂いました。

同じ答弁になっても結構なんで、一時期小・中学生に対して暴行事件が発生し、我々も緊急に防犯グッズ、例えば防犯の腕章、チョッキ等の購入に慌てた時期もあって、また自治会単位で子供を守ろうという合い言葉で、下校時には曲がり角付近には立ち当番を行い目を光らせてきた時期もありましたけど、以後犯人が逮捕され、防犯活動への協力姿勢も下火になってきた感があります。

先ほど丸尾部長のほうから申されましたモデル地区の地域安全ニュースとして、諸犯罪の犯罪件数が回覧されるようになっておりますが、それを見ますと車上ねらい、自転車盗難、自動車盗難、オートバイ盗難、部品ねらい、器物損壊と物品に関しての犯罪がほとんどであり、最後に忍び込みが記載はされてはおりますが、それ以外の犯罪は町内で起きていないのか。少年の非行防止のためにも、これ以外の犯罪の記載も必要ではないでしょうか。例えば、万引き、窃盗、薬物に関する犯

罪、未成年の喫煙等々、少年非行の防止にかかわる事項も広く住民に知らせるべきだと思います。

重点犯罪として、先ほど言われましたように自転車の盗みが突出しているわけですが、この重点犯罪に対し、行政としてはどう対処されておりますか。

子供たちが非常に楽しみにしていました夏休みも明日で終わりです。非常に非行に走りやすい、気の緩みが多いこの40日余りを非行防止の観点から行政当局はどのように対処されてきたのかを伺います。

**○議長（佐野芳彦）** 生活福祉部長。

**○生活福祉部長（丸尾 満）** まず、1点目でございますが、これ以外の犯罪の発生状況でございますが、確かにここに回覧をしております以外にも発生をいたしております、中にはひったくりといった、ひとつ間違えば大けがというような事案も発生をいたしております。

ただ、ここで地域安全まちづくりの重点的な取り組みといたしますのは、街頭犯罪的な部分、日常生活に密着をした住民一人一人の方が取り組んでいただければ、非常に治安の回復感といいますか、が非常に大きいといったもんを取り上げて実施をしております。

そういった今清原議員が言われました類似の発生状況についての回覧というものにつきましては、今のところはこの紙面の関係上もございまして考えてはいないんですが、ご意見もちょうだいいたしましたので、担当課のほうともう一遍話をしてみたいというふうに思います。

それから、その取り組みでございますが、やはり自転車のかぎかけというのはやっていただくということでございますから、それを住民の皆さんに、ちょっとしたことですがしていただくということへの呼びかけといいますか、啓発といいますか、そういった機会をとらまえてそういうグッズの配布もいたしましたんですが、そういう啓発が中心になってこようかというふうに思います。

また、青少年への対応でございますが、従来から私どものほうの生活福祉部では防犯推進委員の皆さん、地域の安全を守る会の皆さんがそれぞれ青少年の部等を設けられておまして、パトロール等々でこれまでと同様に活動していただいておりますという状況でございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 子供の安全という形の中で、議員さんの指摘もありましたように矢田部、また糸井のほうでそういう傷害事件がございました。その中で、関係機関の連携によりまして事件も解決したんですけれども、あとその状況を踏まえて、やっぱり地域の最大限の協力を得ながら地域の見守り隊という形で、学校園の下校時につきましては、協力を得ながら子供たちの安全を図っているところでございます。

その中で、本当に毎日のことでございますので、本当に地域の協力体制、学校への支援も必要なんですけれども、そういうことを十分対応しながら協力を得て、子供たちの安全に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 これからも子供たちの非行防止、犯罪防止に警察当局ともに活動をしていただく要望をしますますが、先日近所のおちゃんが私の顔を見るなり、警察の対応に大変ご立腹をされておりました。

早い話が自転車泥棒に間違えられたらしく、私物の自転車であるのに、この自転車盗まれたやつにそっくりやと事細かに聞かれたらしく、それも1年のうちに2回も。私もごつ苦しい顔しとるけど、そのおちゃんも結構な顔しとんやけどもね。おちゃんも、ちょっと蛍光灯で、後に県警に苦情の電話も入れたらしいんですけども、名前もわからず、逆にたしなめられたような格好になったようですが、あのつばを飛ばしてまでの剣幕で言われた話は実話であると思います。当然、警

察官にもいろんな方がいると思いますけども、この話を聞いてどのように思われますか、お尋ねします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 予期しないご質問を今受けとんですが、どう思われますかということでございますけれども、やはり犯罪の捜査の中での出来事かなというふうに聞かせていただきました。

警察のほうはそれなりの情報をもとに言われたんでしょうが、やはりそこら辺のかけ合いというんですかね、それにつきましては私が申し上げる立場ではないんですけれども、やはりご立腹をされておることでありましたら、やはり合点のいかないやりとりがあったんかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 この件につきましては、つばを飛ばされ20分ほど話を聞かされた私が最大の被害者であって、制服を着ておったということですので、まずたつの警察署員であることには違いないと思います。

また、このような話があったということをや、機会があればお伝えを願います。

次に……。

○議長（佐野芳彦） 清原議員、ちょっとちょと。

暫時休憩します。

（休憩 午前10時18分）

（再開 午前10時19分）

○議長（佐野芳彦） 引き続き会議を開きます。

清原良典議員。

○清原良典議員 それでは、次に行きます。

公共工事の入札参加資格について伺います。

太子町が合併を白紙にし、単独路線を選択し、財政厳しい中を歩んでいる中、当然建設工事も激減しておる事実是否めません。

そのような中で、近年で議会案件となる事業はまれであり、数年前より事業開始が行わ

れている揖保線道路改良工事においては、町内の建設業者さんを初め、業者にとっては何かと獲得したいと望むものは当然のことです。

昨年、平成21年度の同工事におきましては、入札参加資格の要件の中に登録所在地の指定として、太子町、姫路市網干区、勝原区、余部区内に本店または支店を有する者で、土木一式工事の総合評定値が830点以上となる者、いわゆる以前より虚偽の関係で問題視されておりました経営事項審査で830点ということです。

この極めて前例のない地区指定は、それ以前とは全く違った方法でなされ驚いた部分もありましたが、今年実施される同一路線の工事では昨年の資格要件であった勝原区、余部区が外され、たつの市内という地区指定と変わり、登録所在地要件が太子町、姫路市網干区、そしてたつの市内に本店、支店を有し、経営審査事項の総合評定値が770点以上の者とうたわれております。

なぜ、このように同一路線の工事であるにもかかわらず、このように参加資格要件が違うのかお伺いをいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 揖保線道路改良工事の入札参加資格についてのご質問であります。今議員がご質問の中で申されましたことを繰り返いたしますけれども、平成21年度の参加資格は、太子町、姫路市網干区、勝原区、余部区の本支店で、特定建設業830点以上でありました。22年度の参加資格は、太子町、姫路市網干区、そしてたつの市の本支店で特定建設業770点以上でございます。

同じ路線であるから同一の参加要件という縛りは置いておりません。変えていける部分があれば変更する方法もございます。隣接地域の範囲の見直し等を少しずつしながら特定建設業者の適正な数の確保を行い、新しい見方の中で範囲を決めた、そして要件としたということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 今、最後に新しい見方をしたと言われたのが、もう一つようわからんですけれども、今回のこの2つの工事は林田川に近くなって、川を挟んで西側はたつの市、しかし南はそれこそ余部です。たつの市を入れた理由がよくわからないんですけれども、先日23日に入札が執行され、太子町内の業者が昨年に引き続いて落札された実態を把握し、やはり私としては町内業者が落札した事実がよかったと安堵はしております。

しかし、なぜ年度によって地区指定を変えねばならんのか、私個人としては納得はいきません。

うわさ話をもとに話すつもりなど到底ありませんけれども、実話としてたつの市の建設業者の経営者の一人が昨年度の業者の地区指定に文句を言ってこられたと。まず、前経済建設部長並びに副町長、それにより今回たつの市の業者を入れたのではないかと。陳情として受け入れ、それに答える形ならまだしも、相当強烈な言い回しと聞いております。給食センターの問題も発覚しておったし、かなりきつい苦情を言われたと聞いておりますが、それに屈して便宜を図ったのではないかと危惧するのですが、いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 同じ路線でありますから同じ範囲、また少し変える。どちらが正解ということはないと思いますが、今後もしそのときどういう方法が一番いいのかを考えております。

また、参加するかしないかは、事業者が申請されることであります。21年度におきましては、13社中9社の参加、22年度におきましては、12社中9社の参加ということになっていきます。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 このような答弁されたら追及も難しいんですけれども、我々にしましては何か決まり事がある中で指名が行われているんじゃないかと想像はしとったんですけど

も、今のやり方を聞いてもすべて行政当局の腹一つですね。

私が、昔建設業をやったときなんかは、それはきつかったですよね。違法な業者の集まりで、非常に嫌なことが頭をよぎるんですけども、特に心配いたしますのは、全国で今なお発覚をしておる官製談合を危惧するものでもあります。便宜を払い過ぎるとそのような心配もするわけで、私の望むところ、単独路線をとっている以上、町内の業者さんにもっともっと便宜を図ってやっていただきたい。町内業者育成の観点からいっても、何らおかしいことはないと思います。また、逆に一般競争入札をするのであれば、変な疑惑を持たれないように兵庫県が行っているように、堂々と幅広く行えばよいと思います。

しかし、ただ一点、太子町の業者さんは隣接の市町からのお呼びはかからないという実態は肝に銘じておいていただきたいと思います。その辺のことに关してお答えを願います。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど、総務部長が答弁したとおりでございますが、私のほうからまた補足的に申し上げますと、特定建設業をお持ちの太子町内の業者さんは数が少ないということ。制限付きの一般競争入札というのは、ある程度範囲については、これは私もどれぐらいの数がいいかということで、先ほど総務部長のほうから申し上げましたが、13社、12社、そのうち希望は9社だったんですが、そういう特定建設業の、この金額が大きければご案内のように特定建設業の絡みでの下請ということが考えられるということで、やはり金額が大きいものであれば特定建設業の適正な数を確保するというのが一時的には出てくるような、私は思っております。

そういう意味で、範囲については先ほども総務部長が言いました同一範囲、あるいは変えていくということも、これは手法としては妥当ではないかというふうに思ってます。同一路線だから、そこできっちり縛ってしまう

というのも、これも同じ13社なり、13社の中でずっと続いていくというのも、それもいがかかなというふうにも思いますので、私もそういう意味で同一路線だから同じ範囲、あるいは少し変えていくという、どちらが正解ということは、私はっきり申し上げられませんが、太子町としては21年度と22年度については若干変えて執行させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 最後に申し伝えておきますが、営業に来てるかどうか知るところではありませんけども、いわゆる土建屋のおっさん、この建設業者が打ち合わせでもないのに大きな顔をして大きな態度で庁舎内をうろつくのは、私はよくないと思います。これは人目にもつくし、きっちりとしたペナルティーも頭に置くべきではないかと思います。

それから、我々議員にも用もないのにうろろ職員に話しかけたりする者がおれば、厳しく注意をし、その旨議長にも通告をしていただきたい。総務部長、いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） ご指摘の2点につきましては、今後におきましては慎重な対応を行ってきたいというふうに考えております。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 その程度にしときましょか。

嘱託職員の採用について伺います。

嘱託職員の採用といえば、広く「広報たいし」等で募集を募るのがごく当たり前です。時には臨時で急を要するときも、「広報たいし」で募集しているのを私も目にします。

最近では、給食共同調理センターの事務補助員1名の嘱託職員の募集を目にしております。たしかこれは育児休暇職員の代替であったと記憶いたしますが、多くの嘱託職員の中で、非常に町民と接する場の多いのは中央公民館を初め、4地区の公民館です。中央公民

館は現職の職員がされており、対応も職員であるゆえ、しっかりこなされておると聞いております。

4 地区の館長さんにおかれましては、従来行政経験者、いわゆる太子町行政の経験者の方々が主に採用されてきたと私は認識しておりますが、近年におきましては民間の企業退職者からの採用が見受けられます。たとえ民間で管理職をされてきたかは存じませんが、それで行政の仕事ができると考えて採用されたのか。「広報たいし」においての募集もされず、具体的にどのような採用条件をもとに人選をされているのかを伺います。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 地区公民館の館長さんの採用についてのご質問でございます。

その中で、十分ご存じかと思えますけれども、地区公民館につきましては各地域での実際の生活に即した教育、または芸術、文化に関する各事業を行ってるところでございます。その中で、地域住民の教養の向上とか、また健康の増進とか、生活文化の振興という形で取り組み、または社会福祉の増進、または社会教育の推進という大きな重要な役目をなしている施設でございます。

その中で、幅広い人材を活用していくというのが流れかなと思います。その中で、今までにおきましては退職予定者の行政経験者を任命しておりました。その中で、5年前には地域のすぐれた人材の活用も図るべきであるという形の動きの中で、民間活力の導入を図ってきたところでございます。その中で、先ほど言います民間企業経験者をより社会づくりにふさわしい人材を人選させていただいて、今回採用していった経緯がございます。その中で、平成17年度には太田公民館、そして18年度には斑鳩公民館、そして19年度には石海公民館に民間企業を経験された方を採用した流れがございます。その中で、そういう民間経験を生かしながら社会教育の推進にきたところでございます。

その中で、ご存じかと思えますけれども、

今の現実におきまして行政との連携を考慮しながら、また21年度には太田公民館、今年度からは斑鳩公民館には行政経験者を採用した流れがございます。

先ほど言いましたように、公民館という大きな社会教育施設の中で、本当に社会教育の推進という形で重要な施設でございますので、その辺も十分加味しながら今後採用してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 ようわからん。

どうもさっきの公共工事の参加資格と同様に何か決まったことがありそうで、決まったもんがないような感じですね。

今も行政職経験者以外の方、民間からの起用の方がおられますけれども、この方の評判はよいと聞いております。一昨年にやめられた方は、契約内であるにもかかわらず辞職をさせられたと聞いております。町民から相当苦情が入っていたと聞いておりますが、その旨は当然ご理解をした上での辞職やったのか。また、昨年やめられた方にも、これまた投書が教育委員会に届いて、またこれも今の世の中に珍しく手書きの投書であったと本人が言っていたから間違いないでしょうけれども、これにも議員のだれかがかかわっていったというような話も出ておりますが、私も実はこの件で巻き込まれる羽目に至ったもので特に頭に残っておりますが、このような事実があったことを当然把握をされて交代という実態になったのか、そして民間を採用して今日反省すべき点があるのか、その辺をお尋ねをいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 先ほど言いましたように、3公民館には民間の経験者を採用させていただきました。その中で、いろんな評判もあったかと思えますけれども、採用につきましては一年一年の契約でございます。そういう動きの中で引き続きとか、またそこで契

約が切れるという形になりますので、そういう動きの中につきましては、先ほど議員さんも言われましたように、評判も加味される部分はあろうかと思います。その中で、冒頭に言いましたように、社会教育施設の大きな需要は地域住民と一緒に活動していく拠点でございますので、そういう加味した人材を今後も引き続き採用してまいりたいというところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 そのようなお答えですので、大した決まり事がないのであれば、今後広く募集されたいいんじゃないかと思うんですけどね。特に「広報たいし」とか、平等に扱って募集をされていかれたらいいんじゃないかと要望をしておきます。

続きまして、私の持ちネタの犬のふんイエローカードについて伺います。

本年、平成22年に入り1月より試行を行ってきて、4月より新たな取り組みといたしますか、実行に移されてきておりますが、現在の時点での評価、また町内70からの自治会の取り組み実態、この猛暑の中でもイエローカード作戦に取り組んでおられるのか、今後またどうされようとしているのか伺います。

また、ある自治会では、このような看板を立てておられます。これですね。マナーを守って楽しい散歩、散歩中の犬のふんは後始末をしよう、違反すれば3,000円徴収します、違反者を発見した方は通報してください。自治会名は伏せておきます。

今の町が行っているイエローカード作戦を無視しておるのか、この現状を行政としてどうとらえ、考えられるのか伺います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、前段の部分でございますが、この平成22年1月から7つの自治会におきまして試行を3カ月間実施をしていただきました。

その結果、すべての自治会で実施する前より減ったという試行結果をいただいております。

して、このイエローカード作戦による効果も実証されたというふうに私は思っております。

特にある地域では、もうこの試行期間の取り組みで、その地域からふんがなくなったというようなことで、もう新たに新年度からは取り組む必要もなくなりましたということも1カ所ございます。新年度に入りましてから、この7自治会の試行等の結果や取り組みの方法等を説明をさせていただきまして、ほかの自治会の方々にも賛同といたしますか、この取り組みについて協力依頼をしたわけですが、その結果、今年度に入りまして12の自治会が取り組みをしていただいております。

地道な活動で大変だと思います。しかし、住民のモラルの向上に自治会の皆さんの協力的なしではこの問題、解決が図れないといったようなこととかございますので、今後とも地道といいますか、着々とといいますか、このお願いをしながら取り組みたいというふうに思っております。

後段の部分でございますけれども、3,000円何かの件ですが、今清原議員のほうから今回の質問を初めて受けて知ったというような状況で、その状況についての把握はこれまでもできてません。

どういうことですかというお尋ねでございますが、これは私のほうからは何とも申し上げようがないんですが、通常私が思い出すのが、よく田植え時期前に溝掃除なんかで出てこられない方についてはというようなところもあるやに聞いておりまして、その類似的な警告的な文書なのかなという印象を今受けております。

ただ、法的な背景といたしますのが、この犬のふんに関しましては県条例に規定をされておりますところの罰金といったところが法的な背景ということで、私はとらまえております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 実は、私の自治会でも試行

には協力させていただいて、月に3度、3カ月間取り組んできました。

私を含め、3人で取り組んだわけですが、太子山公園付近から龍野線の東西の両歩道、それはすごかったです。たしか町内ナンバーワンやったと思います。最初は、3回で110カ所を超す数字だったと記憶をしております。

本当に以前にも言いましたように、くそまみれでした。それが、2月を経て3月末には10カ所ぐらいが3回、それでも30カ所やね。自治会としては激減をさせたわけですが、他の自治会に比べたら大変多い数字です。あの龍野線には、私の口から言うのもおかしいんですけども、セブンイレブンといういいコンビニがありまして、その正面の植樹帯にお菓子の空き袋が捨てられておったり、それこそアイスクリームの棒が捨てられたりで、我が家の犬もそこでおおいに誘われて、結局そこで催すんですね。それがまた、自分のマーキング箇所として同じような場所で催すわけです。

7月以降、私も父親の不幸もありまして散歩が遠のいて、犬もストレスでぶくぶく太り、飼い主も飲み過ぎでぶくぶく太り、散歩しようかと最近思い直してくればこの猛暑で足が遠のいて、朝も7時前になれば日差しがきつく、そうなれば早朝6時ぐらいしかできない状態です。

先日も、東本町の子供会が中心となって自治会内の清掃を行ってくれたんですけども、私は犬のふんを中心に1人で6時ぐらいから拾って回りました。70カ所ぐらいありました。

ある奥さんが、あの黄色いカードを立てな、また犬のうんこがすごいい増えてると言われました。私は、一緒にやりましょかと言ったら、黙って背を向けられたんですけども、近々また協力者とともに実践しようと思っておりますけども、この件、「広報たいし」を初め、啓発、啓蒙に努力していくべきですが、犬を飼われているおうちにふん

を入れる袋を一度配布してはいかがですかと思うんですけどね。

実は、私の家ではこういうもんを利用しとんですけども、安いもんです。これで大体十分間に合うんですけどね。我々もボランティアで努力しておるんですから、一度このようなふんを入れる袋の配布の検討をお願いしたいんですが、部長いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） かねてよりふんの取り方といったようなことで、町報等でご紹介をさせていただいております。

その中にも、こういった袋でつかむというような図示をしておったんですが、今清原議員のほうから一遍配布を考えたらどうかということでございます。一度担当課と相談をしてみたいというふうに思います。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 よろしく願いをしておきます。

続きまして、高齢者の所在不明問題について伺います。

偽装問題がある時期ニュースの一面を占め、以後芸能人の薬物事件、口蹄疫問題が解決しそうになれば類を見ない円高問題。その中で、ニュースの題材として日々問題になっていますのは行方不明高齢者問題。発端となった家の方も、たしか昨日ですか、逮捕されたと理解しております。

これは言うまでもなく、生存もしていない方に年金が支払われていたわけで、いわゆる年金の不正受給であります。年金や公的な手当てを死者にまで払う義理もあるはずもなく、大きな弊害となっている個人情報の建前をどのようにして外して真偽を確かめるのか。これは、それぞれの地域の行政の責任としてしなければいけないと私は思います。

隣接地域の情報は、マスコミを通して伝わってきます。例えば、たつの市においても140歳以上の方が戸籍上生存され、姫路市においても天保11年生まれの170歳の方が1人おられ、120歳以上が905人もいると報道され

ておりました。

他市町はどうであれ、きょう現在、太子町内において100歳以上の所在確認はできているのか。また、段階ごとに90歳、80歳、70歳と各年齢層において、すべての所在確認はできているのか、居住実体のない高齢者はいるのか伺います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 100歳以上の方の確認のお尋ねが前段でございました。

本町におきましては、100歳以上の方8名おられますが、これらの方につきましては、ちょうど本町には太子町百歳以上祝金支給条例がございます。その条例に基づき、町長からお祝い金をご本人に直接お渡しをさせていただいております。すべて所在確認ができております。

それから、今100歳未満の80代、90代のご質問でございますが、これについてはすべて直接お会いしたというあれはできておりませんけれども、特に本町では77歳以上の高齢者全員の方に長寿祝い金をお渡しをする制度がございます。今回の事案といたしますか、これには非常に有効といたしますか、逆に有効な制度となったわけですが、ちなみに昨年もこの77歳以上の方、すべて訪問させていただいて、ただ今で言います本人と直接お会いができていないケースもございます。少なくともご家族の方とお会いができて、直接受領印をちょうだいをいたしておりました。

昨年、平成21年度では、3軒の方が受領印がいただけなかったということでございます。そのうちの2軒につきましては、この平成21年度末に職権消除をいたしております。残り1名の方については辞退をされたという内容となっております。

それで、今回こういった想定外の事件を契機として所在確認問題が出ておまして、本町でもこの77歳以上のお祝い金事業をこの9月に行うわけですが、さらに本人と面会のできる取り組みといたしますか、をお願いをして、どうしても地域を回っていただく方が確

認ができない場合につきましては、職員がそのご本人と面会にたどり着くという方法を今検討といたしますか、その実施に向けて、今細部詰めているところでございます。

一方で、介護保険のほうで地域包括センターの中で、75歳以上のご高齢の方の家庭訪問を悉皆的にやっております。地域包括センター並びにランチであります聖園とまほろばの里の職員とによりまして、年1回程度は訪問させていただいておりますが、直近の資料といたしますか、21年度の資料で見ますと、大体75歳以上の方2,500人ほどいらっしゃいますが、そのうちで介護保険を利用されてる方が706名、約700人でございます。残る1,790人余りが今回で言いますところの対象というふうな感じになってこようと思いますが、そのうちの1,740人の方についてはその確認をしております。残る50人ほどが直接お会いできなかったということでございますが、これらの50人の方につきましてもお会いできておりませんが、もう既に介護保険施設に入所されておる方、また病院に入院をされている方、またたまたま外出をされて会えなかったという方でございます。

それらのデータをもとに、今後も、新聞等でも報じられておりますが、各関係課の持つデータと照らし合わせての作業といったことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 いろいろ数字がようけ言われて一遍に、ようわからんのんですけども、一番最初に100歳以上の方が8人おられるということは、今鮮明に理解しました。

その中で、一番心配しとんのが年金の不正受給ですね。それはないということで判断させてもらってええんですかね。

ただ、祝い金の代理受領の方が2人おられたと。祝い金というても、大した額じゃないですからね、祝い金。77歳以上の方が3,000円、80歳以上が5,000円やね。その方の受領を代理の方が2人されたということじゃ

ないんですか。違うんですか。ほな、もう一遍ちょっとその辺。

それと、答弁いただくんでしたら、はっきりと聞いときたいのは年金の不正受給、これがないのか。これだけはちょっとしっかりと聞いておきたいんですけど。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、最初の祝い金の関係でございますが、昨年の数字を申し上げた中で、代理受領といいますか、ご家族の方が受領されておまして、ただその席でご本人と直接お会いしたかどうかというのがまず定かでないということでございまして、少なくともご家族の方とお会いして受領印をいただいておりますという答えをしたわけです。

あとの後段の年金の関係でございますけれども、100歳以上の方については全員確認をいたしております。あと100歳未満の方については、まだそういった正確なところの状況というのがまだつかめておりませんので、何とも申し上げようがないということでございます。

○議長（佐野芳彦） 部長、2名という、ちょっと勘違いしているの、もう一度説明して。受け取りを拒否、それも一回、ちょっと理解されてなかったから、それもつけ加えて。

○清原良典議員 いや、今理解しましたよ。

○議長（佐野芳彦） 理解できた。

○生活福祉部長（丸尾 満） 未受領3軒のうち……。

○清原良典議員 いやいや、理解しましたよ。

○議長（佐野芳彦） よろしいか、ほんなら。その件について。

清原良典議員。

○清原良典議員 いや、今また今の答弁でまたちょっと心配事が増えたんですけど、100歳以上の方が8名おられるというのは聞いたんですけども、またそれ以上に確認されてないという言葉が今あったんじゃないですか、100歳

以上の方が。いや100歳未満、確認しといてください。

ということは、私が最初に通告書に出しとる90歳、80歳、最初の答弁では77歳以上というざっくりとした答弁いただいたんですけども、今言うように各年齢層ごとの把握はされてないということなんですか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 答弁の仕方が悪かったんかもわかりませんが、80代、90代と年齢層で区切る以前に、本町の場合は77歳以上すべての方にお祝い金を支給してますので、その関係で一軒一軒回らせていただいて受領印をもらっていますよというご答弁をさせていただいた。

だから、その中では受領印がございまして、少なくともご家族の方とは接触をしておりますという答弁内容でございます。ですから、80代、90代押しなべて未確認と、本人と会う、会わんという問題については、今年9月正確を期したいということでございます。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 ようわからん。

自治会としまして、今言われたように敬老会に備えて77歳以上の祝い金受給者名簿、これが届きまして、77歳以上の方が我々自治会の中に何人おられるかということは把握はできとるわけです。しかし、その中で私の東本町自治会におきまして、私の母親も含めて68名の方が記載されとんですけども、これが全員ではありませんわね。施設等に入所されている方もこれ以外におられるわけで、また名簿をいただいてもこの方が実際何歳なのかはわかりません、生年月日が載っていませんので。ただ、77歳以上であるというだけです。私は、その地方自治法の中身はわかっておりませんけども、一点生存が確認されない場合、削除できるという規定があると聞いておりますが、その反面、その方の削除をしなければならぬという規定はないということも聞きました。すべてを把握されてる太子町には当てはまらないかもわかりませんけど

も、行政の怠慢と言われても仕方のないことではないでしょうか。

今このような高齢者所在確認問題が起き、にわかに民生委員さんの役割が今回大変で困難であることが浮き彫りになったわけですが、この民生委員さんのおもりになっているのが個人情報保護法でして、当然自治会役員にもおもりであり、行政当局にとっても大変大きな弊害にもなっております。

本当にこの保護法は徳川家の葵のご紋みたいなもので、私は悪法の一つではないかとも思っております。私は、この保護法は一日も早く現在の社会になじんだ法に改正をしていくべきと考えますが、当局はいかが考えられますか。

また、先にも申しました民生委員さんの役割は大変重要です。今民生委員の方々が報酬を幾らいただいて自分の役割を果たされているのか存じませんが、無報酬に近いのではないのでしょうか。これも時代に合った改定が必要ではないかと思うんですが、その辺どのようにお考えですか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 個人情報保護法、これの関係でございますが、これにつきましては保護法施行以来いろいろな方面からご指摘を受け、また非常に障壁になっておるといったご意見もちょうだいしておるわけですが、法律でございますので本町一存で何もできないわけです。

ただ、今回の高齢者の所在不明を受けまして、仙谷官房長官が申されておったことが参考になろうかと思えます。私のほうから申し上げる間でもなく、皆さんお聞きになったというふうに思っております。

それから、民生委員さんの責任というものは非常に高い。これは、もうこの高齢者だけに限らず、今本当にいろんな諸問題がございまして、民生委員さんの本当に負担というのは、非常に重くなってきておるといのは実感として承っております。

ただ、その対処といいますか、その反面の

時給的な面につきましては、これは基本的にはボランティアということで、これも法のほうで定められておりまして、これも本町一存ではいかんともしがたいというところがございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 ある市が取り組んでおられる実態がテレビで放映されておりました。これは、毎日の所在安全確認ということで、元気ですよボタンという事業を取り入れておられる市があるわけですが、ひとり暮らしの高齢者の家庭に機材を貸し出し、本人が朝目を覚ましてボタンを押すだけで行政に伝わるというシステムで、そこでボタンが押されなければ所在を確認に行くということで、安全確認ができるということです。

ちなみに、この市では機材の貸し出しは無償であるということを伝えておきますけれども、この市が取り組まれているこの事業についてどう今感じられますか、お尋ねをいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） もう既に本町におきましても、それに類似するといえますか、安心見守りコール事業を実施をいたしておりますので、今感想を述べよということでございますが、ご不安を抱えておられる高齢者の方についての安心見守りといったことでは、今ご紹介の自治体と同様の趣旨というふうに承ります。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 それでは、児童虐待の対策についてをお伺いします。

先ほどの高齢者問題と並んで大問題として相次いでいるのが児童虐待死問題です。

先月の末には、大阪市内で3歳と1歳の幼い姉弟2人の遺体が発見されました。

この事件は、母親の身勝手な育児放棄と思われる虐待によるものであり、何よりも悔やまれるのは、近隣の住民が異変に気づきなが

ら、この幼い命を救えなかったことです。この事件が発覚して後にも、同様の事件が起きております。

今後、このような悲劇を繰り返さないためにも、児童相談所の的確な対処能力、そして市町職員の専門性など、そして最も身近な住民と直接接する町の対応に大きな比重がかかっていることは間違いないと思います。

太子町における児童虐待の現状はどうなっているのか伺います。また、この児童虐待問題に対する今後の取り組みを町当局としてどう対応するのか、また同様に教育委員会もどのように対応されていくのか伺います。

**○議長（佐野芳彦）** 生活福祉部長。

**○生活福祉部長（丸尾 満）** 児童虐待のお尋ねでございますが、児童虐待は今さら申し上げるまでもないんですが、家庭あるいは社会内施設という密室での出来事ということでございまして、正確な実数を把握するということは極めて困難な状況下でございます。そういった中で、その件数というのは年々増加傾向にあるというのは、ご承知のとおりでございます。

本町における児童虐待の現状でございますが、ご承知のように虐待の種別というのは4つの累計がございしますが、それぞれこれらの当てはまるケースを見ますと、この新年度22年4月からの数字で申し上げますと、8件15人の事例が今ございます。その内容につきましては、身体的虐待が5人、それから性的虐待が1人、心理的虐待が7人、ネグレクトが2人という内訳となっております。

この対応につきましては、通報を受けますると家族構成並びにその虐待内容の聞き取り調査のために家庭訪問の実施をいたします。また、学校園並びに民生委員さんに問い合わせ等で状況を並行して確認をしながら、児童相談所すなわち姫路こども家庭センター、それから兵庫県龍野健康福祉事務所のほうにその事実を連絡をいたしまして、協議しながらご指示を仰ぎながら関係機関が集まりましてケース検討会、ケース会議を開催をいたしま

して、関係機関が虐待の実態を共通理解をして、それぞれの機関の対応をどうするかといったことで協議を行っておるということでございます。

社会福祉課は、その調整機関といたしまして、その事例の、要するに変化があるときには定期的に関係機関と連絡をとりまして、見守りを続けておるということでございますが、ただこの見守りといいましても非常に難しいケースがございます。例えば、もう毎日のように訪問、確認をいたしますと、逆にそのご家庭のご家族がストレスを感じられて、転居をされてしまうといったようなケースもあるやに聞いております。

虐待に対する基本的な考え方としましては、子供の安全を第一に考えまして、本来の家庭生活に戻れるように対応をとるものでございまして、緊急に保護が必要な場合につきましては、一時保護の処置をとっております。また、その後協議を行いまして、指導等によりまして、施設入所や自宅に戻すなどの見守りを行っておるところでございます。

それから、保護者のほうで精神的な疾患があるときや犯罪に関係をしておるようなときにつきましては、子供の居場所を考えなければなりません。親戚あるいは別れた相手など、身寄りがないときなどの対応というのは非常に難しゅうございまして、問題の解決までかなりの時間を要しております。

それと、その対応のときに危険を察知する場合、感じる場合には、必ず警察に入っているだけでございまして、病院との関係も大切にいたしまして、今後も関係機関互いに協力連携しながら解決に向けて努めていきたいというふうに思っています。

また、2004年の栃木県での事件を契機といたしまして、虐待死といった不幸を根絶しようという運動が年々広がってまいっております。

昨年11月の児童虐待防止推進月間には、皆さんご承知のようにオレンジリボン運動を展開をしたというところでございます。こうい

った取り組みも非常に大事というふうにとらまえております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 教育委員会サイドという形でございます。

その中で、児童虐待という形には、早期発見、早期対応が重要な動きかなと思います。その中で、学校園につきましては、園児、児童・生徒につきましては、毎日担任が学校園の生活の中で健康状態とか、または観察しながら子供の身体状態の変化を注意深く見守っているのが現状かなと思います。

その中で、虐待等が疑われる様子、またこれはおかしいなという形に感じ取られた場合には、直ちに学校内での協議を行い、また教育委員会、また社会福祉課、また関係機関という形で姫路こども家庭センター、また警察等の通報、連絡をさせていただく中で、家庭には訪問させていただいて対応しているところでございます。

その中で、事態が悪化しないようにという形で、今丸尾部長が言いましたように、関係機関の連携を育てながら、この問題に対処しているところでございます。その中で、早期対応というのが、本来一番大切なことじゃないかなと思います。そして、子供たち、園児・児童・生徒が本当に学校園生活が楽しく営めるように努めてまいりたいという形で、学校園では努力しているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 最近テレビでは、もしかしたらと思ったためらわずお電話をと、児童虐待に対してのコマーシャルによる啓発が日々行われております。

2009年度における児童虐待に対応した件数は4万4,210件、親が子を殺した実数は2004年度から昨年まで毎年平均62人。それからは、これはけさのニュースでちょっと耳にしたんですけども、2005年以降、90人以上の

児童が行方不明となっており、昨年だけでも36人の児童が行方不明となっているらしいです。

このような実情の中、本来義務教育に行かなければならないのに行っていない児童数並びに児童の行方不明者がいるかいらないか、その辺の把握はされておるんですか。その辺をお伺いいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 義務教育という形の中で学校園に不登校的な形になってるという形の状況でお聞きかなと思います。

その中で、虐待につながる部分はどうかという形でございますけれども、今記憶してる数字につきましては1件の状況があるという形で伺っています。それにつきましては、先ほど答弁しましたように、関係機関の中で早期対応という形の動きをしているところでございます。

以上です。

（清原良典議員「行方不明者は、児童の」の声あり）

失礼しました。

行方不明者は今のところはございません。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 それでは、最後の小学校の適正な規模と配置についてを伺います。

○議長（佐野芳彦） 清原議員、残り6分。

○清原良典議員 桜井さんみたいになってきたな。

全国的にこれから先少子化が進行する中、今後本町においても児童・生徒数の減少は著しく避けられない実態であり、西播磨有数のマンモス校である太田小学校と隣接する龍田小学校は小規模校化が進み、早急な対応が必要ではないかと思われます。

私なりに知る範囲では、一般的には1学年20人を下回れば教育的に見ても好ましくないとされており、また1学年1クラスの問題や男女比率の問題など、小規模学校特有の問題点が浮き彫りとなっております。

そこで、龍田小学校の実態を伺います。

1. 現在の学年別児童数、2. 今後6年間の年度別入学予定者数、3. 6年後の全校児童数、そして本町における4小学校の適正規模、適正配置の考え方、並びに今後保護者、地域住民の皆さんの理解と協力を得て適正規模化に取り組む必要があると考えますが、そのような予定はあるのかお伺いをいたします。

**○議長（佐野芳彦）** 教育次長。

**○教育次長（西村隆志）** まず、1点目の現在の龍田小学校の学年別児童数はという形でございます。

これにつきましては、7月末現在でございますけれども、龍田小学校の学年別児童数につきましては、1年生が15名、2年生が26名、3年生が29名、4年生が36名、5年生が22名、6年生が32名の160名が在籍しております。そういう状況の中で、先ほど言われてます小規模の学校での特色ある中での教育が進められているところでございます。

そして、2点目の今後6年間の動きでございますけれども、龍田小学校の6年後の児童も含めまして、23年度には約30名、24年度には17名、25年度には17名、26年度には14名、平成27年度につきましては19名、平成28年度におきましては16名が入学予定になっております。その流れで、28年度には全校児童数が113名を見込んでおるところでございます。

ちなみに、龍田小学校が小規模という形は4校の中で比較されるんですけども、揖龍管内におきましても案外小規模の該当する学校ではないと理解しているところでございます。

その中で、本町の適正な規模と配置についてはどうかという形でございます。これにつきましては、学校の通学区域が規制されて、指定をしております。その中で、各小学校の児童数22年のペースで40人学級と今でございます。その中で積算していきますと、龍田小学校につきましては、各学年1クラス、全児童児160名ですね。それと、斑鳩小学校につきましては、各学年2から3クラスがございま

す。児童数が441名でございます。それと、太田小学校につきましては、各学年5から6クラスがございまして、全児童1,115人が在籍しております。そして、石海小学校につきましては、3から4クラスでございまして、児童数が739名になっておるところでございます。

その適正規模に向けての動きについてのご質問でございました。その中で、学校の通学区域を定めておりますので、過去にもいろんな意見をいただきました。その中で、協議または検討を進めてきたところでございますけれども、今日に至っている経緯を考えますと、学校区の見直しだけで解決できる問題もいろいろあるんですけども難しいかなという感じでございます。その中で、学校区また地区、校区という形でございます。その中で、学校区だけを分けるというのは、案外難しい問題を抱えているかなと思います。その中で、現状校区が維持されている経緯がございます。今後、時代の流れ、またはいろんなご意見を賜りながら、合意に達する状況が見えましたら対応する中で、いろんな角度から検討してまいりたいし、検討する中でそういう見直しも機運が高まっていくのかなと思います。その中で、先ほど言いましたように、小規模校または、太子町におきます小規模校です、それと大規模校という形の中で、いろんな形での特色を生かしながら教育が推進されているところでございます。

以上でございます。

**○議長（佐野芳彦）** 清原良典議員。

**○清原良典議員** 西村次長も今期からであり、寺田教育長もまだ1年余り、先ほどのご答弁ですけども、過去にもご意見をいただいて検討を進めてきたと言われましたけども、答弁に無理があると思います。

この問題は、龍田地区の若いお母さん方や住民の方には大変関心のあることです。ちなみに、今年龍田地区で生まれた赤ちゃんは、たしか10人余りと聞いております。

やはり、これは町のトップのリーダーシッ

ブによって解決するしかないと思われます。非常に難しい問題ですけれども、最後に首藤町長にこの問題に対しての考え方を一言お伺いをいたします。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 一番は、学区制の問題ですね。また、今までの校区間のつながり、そして自治会等とも関連してくるところでございまして、私も以前にこの問題に取り組んだ経緯、経過がございます。

先ほど次長が申し上げましたように、子供だけを、学校だけを考えて、教育だけを考えて太田校区から龍田校区へ行かすというようなことはなかなか難しゅうございます。簡単にとらえればやれるじゃないかというご意見もあると思いますが、その後また小学校から中学校になった段階で生徒さんの付き合いの問題等々も発生いたしてきます。やはり地域とともにこの問題は解決はなかなかできないのではないかなという思いでございますが、しかしながら我々今少子・高齢化という言葉がよく使われておりますが、太田校区ではそういう傾向は見当たりません。

しかし、学校の規模等々、やはり今文科相のほうでは1,000人を超えれば校舎を増築するのではなくして、分離をせえというような、分離ですね、もう一つ増やせというような指導もなされておりますが、少子化現象もこれは将来的に見ていきますとなきにしもあらずというところがございますので、子供さんだけを対象にすれば難しい問題であるというのは現状でございます。

また、私自身は逆に都市計画区域、そうしたものに慎重に取り組む必要があるのではないかなという思いで、数年前からそうしたことで県のほうとも話し合いをしておりますが、抜本的な解決にまではつながっておりません。と申しますのは、やはり太田校区では市街化区域がまだ充足率に達していないというようなことも言われますし、また反面、龍田校区での調整区域からの市街化区域へ見直しというようなところが、我々町の行政だけ

ではなかなかやれないというところもございまして、そうしたところ、やはり上位の県のほうとも十二分に相談をしながら誘導ができる範囲でやっていきたいと、このように考えるところになります。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 非常に難しい問題と心得ます。どうぞ英断を持って、一日でも早く適正に対処をしていただきますようお願いを申し上げます。

これをもって一般質問を終わりますが、先日芸能レポーターの梨元氏が肺がんで亡くなりました。まだ65歳という若さで、また彼は喫煙をしない方だと聞きました。ここで目を向けられたのは、私も以前にこの場で一般質問で述べました受動喫煙です。

アメリカでは、喫煙問題が大きく取り上げられてから、喫煙者が多く減少されました。その影響によって、がん患者が減少された実績があらわれたのは15年後です。喫煙者の方には耳が痛い現実ではありますが、たばこを吸わない方も受動喫煙にて悪い効果があるということを知っておいていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で清原良典議員の一般質問は終わりました。

次、橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 失礼いたします。

女性の管理職登用について一般質問をします。よろしくお願いいたします。

太子町は、庁舎内で女性の管理職、課長が1名で比率が低過ぎる。男女の人権が等しく尊重され、性別にとらわれずお互いに個性を認め合い、能力を発揮することができる社会、多様な選択肢の中から自分が望む生き方を選択できる社会、そんな男女共同参画社会の実現は、平成11年、1999年に制定された男女共同参画社会基本法のもと、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題として位置づけられ、真の男女平等を目指した取り組みは

世界の各国で行われ、我が国でも社会制度の整備などさまざまな施策が進められました。

太子町は、平成11年、1999年6月から真の男女平等に基づく男女共同参画社会の実現に向けて男女共生セミナーを開設し、1期生から3期生まで開講されました。1期生は、女性ばかりで13名が模擬女性議会を平成13年1月26日、当局に参加してもらい、開催されました。

しかし、まだまだ家庭、学校、地域、職場など、身近なところで、女だから、男だからということがまだまだ残っています。

太子町は、平成16年、2004年6月に男女共同参画プランを策定し、急速に変化する時代の流れに対応する。より一層の男女共同参画施策推進を図るため、平成21年度にプランを見直しされ、生き生き暮らせる豊かな社会を目指したいと町長はあいさつを述べられていますが、現在太子町の庁舎内の女性管理職は課長が1名だけで、比率が低過ぎます。県は、女性の管理職を2009年から2011年に第3次男女共同参画率先行動計画に取り組むという発表をしております。

そこで伺います。

庁舎内に、正職員が127名、平成22年4月1日現在、でありながら、部長、課長、局長、所長、副所長、副課長の管理職は男性が33名で女性の課長は1名です。男女の比率からすると低過ぎます。管理職をどのように決めておられるか。

2点目、平成15年6月、平成21年6月、今年平成22年9月定例会で女性の管理職登用について3回目の一般質問をさせていただいております。男女平等と言いながら、平等でない。来年度の考え方を町長に伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 太子町の職員構成におきまして、女性管理職の比率が低過ぎる、またそれに対して、管理職をどのように決められるのかというご質問でありますけど

も、管理職のみならず職員の昇任、昇格におきましては、男性、女性の区別なく、個人の意欲、能力に基づいた上で総合的な判断のもと決定しております。

ご指摘のとおり、本庁舎内の管理職では、数の上では男性職員優位の形になっておりますが、職員個々の能力等を総合的に判断した結果そうだったということでございます。対象者の絶対数の差、45歳を超える男女比が3対1であります。これにも起因しているものと思います。

ただ、職員全体として係長級の男女の構成比は、女性が46.4%となっております。これは、職員全体の女性比率を上回っております。そういうことで、男女間の格差はございません。

ちなみに、今本庁舎内127名とご質問でありましたが、太子町におきましては本庁舎内ということで、さわやか健康課を含みます。さわやか健康課を含む本庁舎内ということで、職員数が144名でございます。そのうち部・次長職4名、課長職が21名、副課長職が17名、合計41名の管理職でございます。うち、女性が1名でございます。係長につきましては43名ということで、うち女性が18名でございます。

2点目でございますが、今後の考えということでお聞きいただいとんでもすけども、先ほど申し上げましたが、管理職のみならず職員の昇任、昇格につきましては、男性、女性の区別なく個人の意欲、能力に基づいた上で総合的な判断のもとに決定いたします。昇格、昇給、任用等に男女の差別的な取り扱いとは本町においては全くございません。

ただ、育児、家事、介護など、男女平等とはいえ、まだまだ女性の手にゆだねられる家庭の現状もございます。日常的に職業能力を磨いていくのには、多少ともハンデとなっているものと考えております。しかしながら、そうした環境でありますからこそ女性の意見をより多く取り入れられるよう、今後とも能力を兼ね備えた意欲ある女性職員の登用につ

いて配慮してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 村瀬部長より答弁がありました。

去年の21年6月5日の佐々木部長の答弁と同じような内容ではありました。ちょっと数字が違っているような感じでありましたが、やはり個人の意欲と能力に基づいた上で総合的な判断のもと決定いたしておりますということでありましたが、やはり今の現状を見えますと、格差でしょうか、さわやか健康課も入るということでありましたが、私は一応この庁舎内での副課長以上が33名で女性が1名だと判断しておりましたのでそこを言いましたが、ちょっとチェックしてみましたのでこのようになっておりました。

それで、やはりデータの的に去年の部長の答弁と今の部長の答弁と総合的にしますと同じような、数字は多少違っておりましたが、係長以上の数字は45.8から46.4に上がっておりますが、やはり課長1人では少な過ぎると私は思います。副課長になられても、すぐは仕事ができないかもわかりませんが、やはりそういう個人の意欲と能力を持ち備えた女性が、予算委員会に出ても特別委員会に出てもすぐすばらしい、てきぱきと言われる女性係長以上の方がおられますし、やはり40歳以上ぐらいの方が係長級になられて、長い期間それ以上昇任、昇格をされてないように聞いております。

全体、この庁舎内見渡しても、やはりあの方はすばらしいなと女性の立場で見て、もう副課長ぐらいに適してるんじゃないかと思う人が二、三人あるわけですが、やはりすぐそういう仕事ができなくても仕事ができるチャンスを与え、そして女性を育てて研修に行かせていただいて、そしてなるべく能力を発揮できるように。どうしても男性優位というんでしょうか、男性職員のほうが優位な形になってると私は判断しております。だから、来年にはチャンスを与えていただいて、やはり

優秀な女性が何人か、私庁舎内見渡してもあるわけなので、どうしても引き上げてほしい。

今、1人女性課長があるわけですが、来年春退職されると思いますので名前は伏せておきますが、副課長からとりあえず5名程度希望しておりますが、どうでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 橋本議員の質問でございますが、私自身は男女平等という考え方のもと、何もこれ男女平等が数値の上で男女平等かといったら私はそうでないと、このように考えるところでございまして、そうした中で先ほど総務部長が答弁いたしましたように、そうして女性だからという意味で差別をしているとかそういうことは全くございません。

その中で、先ほど議員おっしゃってますように、女性の中で四、五人ですか、いらっしゃるというようなことを言われておりますが、私自身はやはり仕事ができる、これは職員としては当然のことであると、このように思っております。

その中で、やはり管理職になるということは、指導力なり統率力なり、そうしたものも持ち合わせないと管理職の登用というのはなかなか難しいんじゃないかなという思いでございます。私自身も見えておりますと、仕事自体はよくやってるなっていうのもわかるところでございますが、その中で反面、指導力なり統率力、そういうのを見てみますと、これはまだ考えるべきだなという点も、これは男性、女性にかかわらず、そうしたところも十分見合わせて判断をいたしておるところでございますので、今係長から副課長に上げていってというようなことが言われておりますが、私は、そこらは暗に了解するという事はなかなかできないと、このように思っております。総合的に判断しまして、そうした人材がいろいろな分野で女性として活躍していただいて、登用できる範囲ではやっていきたいなという思いでございます。

ちなみに、大きなところでございますと、この分野は部なり課なり、この一本で進んでいけるような大きな市等々でございましたら、そういうこともその一つの方針でぐっと押していけるんですが、やはり我々町でございます。いろんな部局での対応等々も考えていかなければいけません。そこらも十分判断しながら、こうした管理職登用は考えていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 去年も町長はするように、やはり管理職に上がっていただくには指導力も十分考えていかなければならないし、人材育成に努めていきたいというふうに言われておりますが、やはり兵庫県下でも太子町の場合は、去年の場合ですが、5%という6市町の中でも一番低い状態にありましたが、やはり首長の考え方で大分大きくこの管理職は変わっていくというふうに新聞報道でもありましたが、やはり女性の立場でどうしても太子町に、来年課長が1人やめていかれるので、副課長から昇任、昇格をしてほしいというのが私の女性の立場で十分思っておりますので、最終的に町長は言われることよくわかるんですが、私としては精いっぱい女性を副課長3名ぐらい、今5名言うてましたけど、3名ぐらい育ててほしいなと思っております。

ほな終わりに、私は女性の立場から、人権の立場からも、行政において女性差別があってはならないと思っております。男女共同参画社会実現を目指す行政として、女性の管理職への登用を促進するとともに、職域の拡大を図り、能力と個性を十分発揮できる職場環境をつくってほしいと思っております。ぜひとも来年は副課長3名ほど、強く強く要望し、一般質問を終わります。

○議長（佐野芳彦） 橋本恭子議員の一般質問は終わりました。

次、服部千秋議員。

（服部千秋議員「議長、ちょっとだけ休憩。10秒、休憩、ちょっと」の声あり）

り）  
暫時休憩します。

（休憩 午前11時44分）

（再開 午前11時44分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 通告に基づき、質問をさせていただきます。

幼児・児童や高齢者を見守れる体制の強化をということで、最近のこの世の中を見ておましてこのことを非常に実感するもので、このたび質問をいたします。

地方公共団体の中には、子どもショートステイや介護老人保健施設などを用意して、子育てや介護に困っておられる住民の皆様のニーズにこたえているところがあります。

私は、当町の住民の中にも子育てに困られたり、高齢者の介護に困られている方もおられるのではないかと心配しています。昔と違って、今の時代は社会全体でこういったことに対応することのできる安全弁を備えていることが望ましいと私は思います。

本町でも、過去には障害を持たれた児童に対してショートステイを施設等に紹介した例があると聞きますが、障害のあるなしにかかわらず、その人数枠をある程度確保しておくべきだと私は考えています。といいますのも、現在人数枠があるからであり、人数枠のために入れない住民がおられると、同じ住民であるのに不平等になっては困ると考えるからであります。

また、住民が役場に行けば相談に乗ってもらえるということを認識してもらう手だてが一層必要だと考えます。「役場に相談しても十分相談に乗ってもらえない」と住民に思われないうにしなければなりません。役場は、地域住民あつての役場だという姿勢で、全職員に仕事をしてもらわなければなりません。

また、1町でできない面があるとすれば、

広域的に対応できるよう近隣市町に働きかけることも極めて重要だと思います。さらに、兵庫県の事業としてもらうなどの要望も事柄によっては必要であり、大切なことであると思います。

こういった幼児・児童、高齢者への対策についての当局の意見を伺います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） お答えをいたします。

社会情勢が複雑になりまして、私たちの生活様式、また価値観が多様化をいたしております、以前にも増して住民ニーズも多岐にわたって、それぞれの対応が難しくなってきたのが現状でございます。

核家族が進みまして、地域に溶け込めませず相談する相手もなく、さまざまな問題を抱えておられる方もいらっしゃるというふうに思います。

子育てをするに当たりまして、社会的事由により家庭において児童の養育等が一時的に困難となった場合には、児童等を短期間児童福祉施設等に入所をさせまして、養育、保護することにより、児童並びにその家庭の福祉の向上を図ることを目的に、本町では子育て家庭ショートステイ事業を実施をしております。

平成20年度では、4日間の利用がございましたが、昨年の21年度では利用がございません。子育て等で困っておられる方につきましては、気軽に社会福祉課の窓口でご相談をいただきまして、社会福祉課のほうは調査の上、適切に対応しておるのが現状かと思えます。

また、保育園、保育所のほうでも緊急一時保育を実施しておりますので、保育所に直接問い合わせていただきまして、保育に余裕があれば預かってもらうということが出来ます。ちなみに、平成21年度の緊急一時保育の利用日数は、3歳児未満が148日、3歳児以上が91日の合わせて239日でございます、延べの実人数に置きかえますと56人の方とい

うことでございます。

次に、高齢者の方の相談体制について申し上げたいと思います。

さわやか健康課の中に、地域包括センターがございます。それと、ランチであります聖園並びにまほろばの里に相談窓口を設置をいたしております。高齢者の方のさまざまな相談に乗っておると、応じておるということでございます。

特に、先ほどの一般質問の中でも触れましたんですが、介護認定を受けておられない75歳以上の方のお宅への訪問、というのがございます。これにつきましても、本当に高齢者の方々に直接お会いしまして、ご家族とお会いしまして、困っておられることを、それらも含めて総合的なご相談に乗っておるということでございます。

なかなか介護サービスの利用に踏み切れない方、またあるいは介護保険自体の制度がよくわからない方についても、その場でよく説明をさせていただきまして、必要があれば認定申請のほうをお薦めをしておるというような状況でございますので、高齢者の方につきましてもさわやか健康課のほうにご相談をいただけたらというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今部長が相談できずに困っておられる人もいると思うことを話されていました。一方で、社会福祉課としては調査の上、適切に対応しているということをお答えになりました。

私、その言葉じりをどうこうということと言うのではないんですが、住民の中には相談したらいいいのだということ、もしかしたら知っておられない方がおられるかもしれないということが、非常に心配なんです。サービスをこういうのが受けられるというのを十分知っておられない方がいるかもしれない。例えば、保護者が子供を預けられることについて、年1回「広報たいし」の中でこういうことがあるということは、住民には広報

の中では知らせているのですけれども、しかしそれを見ておられない方もいるかもしれないし、相談したらこういうことがあるのだということをわかっておられない方がいるかもしれないと。それを心配をしています。

ですから、そういうことについての手だてですね。何もやっていないと言ってるんじゃないですよ。年1回広報に書かれていますけど、その方法をもう少し考えられないかなということを思ってます。

反対に高齢者についても、今75歳以上で要介護になってない方でそのサービスを受けておられない方のところへ役場の職員でなく、契約している、たしかまほろばさんとかそういうところの方に行っていただいていると思うんですけれども、そういう中で高齢者の方も本当に、じゃあ自分がこういうことになった場合はこういうふうにかできるんだということを十分知っておられない方もいるかもしれないですね。行かれても会えてない方が年間おられますね。おられるわけですから、それは行かれてるんだけど会えないという事情があるからそういうことではあるんですが、しかしそういう人たちにもなお一層周知徹底するような努力、つまり住民の方々に役場はこういうようなサービスをしているんですよということをもう少しわかってもらえるようなことを検討してもらいたいと思うんですけれども、この辺についてのお考えはいかがですか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 確かに周知のほうにつきましてはやっておるんですが、必ずしも100%ということについては、私も申し上げておりません。

したがいまして、今服部議員さんおっしゃいますように、知っておられない住民の方々への周知というのは極めて大事な部分というふうに思っております。その方法等につきましては、本当に有効な方法、さらに有効な方法をそれぞれ考えなければなりません、今のご指摘につきましては重々に頭にとどめま

して対応したいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今部長が言われたことについて、本当によく考えてもらいたいというふうに思ってます。

年1回広報に載せてということだけでなく、実際本当やるときには難しいんですけども、少しでも住民にわかるようにしていただきたいと。そして、そのときに私は最初に申しましたように、これは役場に相談したら、役場も何にもすべてのことができるわけではもちろんありませんが、役場に相談したら対応してくれるんだと、もしも公的なものでできない場合であっても、仮にこういうところはどうかとか、そういった相談に乗ってくれるんだとか、そういったような役場というところが住民にとって相談に乗ってもらったら本当に答えるんですよというふうに住民に思われるようなふうに役場を持っていていただきたいということが大事だと思います。つまり、住民から行政への信頼という言葉ですけども、そういうふうはこの太子町の役場というものを住民にとってそういう役場になるように、ぜひしていただきたいと思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 今服部議員、おっしゃるとおりでございますので、それに向けて邁進、努力をしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 あと細かなことをいろいろここでは言うつもりはないんですが、1個例をちょっと挙げて言ってみたいんですけど、公平に役場がやってくれていると、あるいは役場が仕事をしてもらっているところが公平にやってくれているというような感じに住民の皆様にも思われるように、ぜひやっていただきたいと思います。

例えば、この特養でいいますと、施設の待機者は増えている現状だと思うんですが、待機者に納得のいく透明性の高い方法で入所の順位がつけられる必要があると思います。所によっては、外部からの委員を招いて入所の検討委員会を開いて審査をして決めていっているというところもございますが、本町ではこういった事柄について、このことでもほかのことでもよろしいですが、透明性を持っていろんなことをやっていっているのか、あるいはどうなのか、そういったところについて、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 私どものほうの行政のサイドからそういった透明性、特養待機者への待ってる理由の透明性といったものについては、公表的なものはしておりません。それぞれの施設によつての状況等もございますので、理由までの公表といったことは行っておりませんというふうに思います。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 理由を公表してくださいとか言ってるのではなくて、私が申ししております趣旨は、住民の皆様から公平にしてもらっているなというふうに関ろんなことについて思ってもらえるようにお願いをしたいということをお願いしたということです。個々のことをここで、どこがどうでどうということをとすることは言わいただく必要はございません。

今私が言いました趣旨、何点か大きな柱と思うものを申しました。今後とも、最近例えば熱中症で亡くなった方を見ても、高齢者で家にクーラーがなくてとか、1人でおられてとか、本当にお気の毒だなどと思うことがよくございます。

本当に困っている方、小さい子供さん、また、その親、親もいろんな事情があつて、例えばお母様だけで育てておられるとか、もしかしたらお父様だけで育てられておられる方とかもあるかもしれませんし、または高齢者の方もお一人で暮らされている方もいるかもしれません。そういった方に対して、行政が

少しでも住民のためになるように、また住民からその信頼を得てもらうように、今後一層努力をしていただきたいと、そういうことを強くお願いをして、これで終わらせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 以上で服部千秋議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時とします。

（休憩 午後0時00分）

（再開 午後0時59分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を受けます。

次、中島貞次議員。

○中島貞次議員 では、3番中島貞次、公明党でございます。いつも大変お世話になっております。では、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目ですが、地デジ難民対策についてでございます。

2011年7月24日、あと一年を切りました。地上デジタルテレビ放送に完全移行されますが、今大きな問題になっていますのが視聴難民、いわゆる地デジ難民の人たちであります。ビル陰でおられるところ、あるいは集合住宅に住んでいる方等の難視聴地域対策であります。また、年収低所得者、これは一般的には200万円以下とされております。それから、生活保護世帯、また独居老人等の年金暮らしの生活者に対して、どういうふうにするのか。また、VHFアンテナでは当然視聴できませんから、UHFアンテナにしなければいけないし、またCATV、ケーブルテレビ等で視聴をするなど、住民に対して周知徹底等の対策をお尋ねします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 地上デジタル放送の視聴難民に対する対策についてのご質問でありますけれども、平成23年7月24日をもって地上デジタル放送に完全移行するわけですが、この対策につきましては、国の機関

であるテレビ受信者支援センターや放送事業者を中心に進められております。

まず、ご指摘のビル陰地域における難視聴対策としましては、原因となる建物の所有者への働きかけ、視聴者との協議の推進が行われております。また、集合住宅につきましては、テレビ受信者支援センターを中心に説明会の開催、マンション管理会社等を通じた働きかけ、また改修への支援が行われております。

次に、年収低所得者についてであります。生活保護世帯などでNHKの放送受信料が全額免除されている世帯に対して、簡易な地上デジタルチューナーの無償給付や訪問設置が行われております。本町におきましても、社会福祉課を窓口として、この制度の周知広報を行っております。さらに、独居老人等に対する広報活動としましては、テレビ受信者支援センターによる相談会や戸別訪問が開催されております。これにつきましても、本町でも申し込みの受け付けを行っております。

以上のように、地上デジタル放送への移行は、国や放送事業者を中心に取り組みが進められておりますが、受信者である住民の皆さんみずからがデジタル放送対応のテレビやチューナーの購入、対応アンテナへの移行など受信環境を整えなくてはなりません。国や放送事業者の取り組みを紹介しつつ、本町としましても「広報たいし」への掲載など、独自の広報活動を行ってまいります。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

現在のところ、最近のデータでは大体もう既に地デジ対応のテレビを買ったとか、チューナーを買ったとかという方は大体83.8%と言われております。ですから、残り16.2%がまだその対応をしていないという数値があります。

本町で考えますと、残り16.2%といいますが、これは大体2,000世帯ぐらいと考えられます。

その2,000世帯の中には、当然これから新しい地デジ対応のテレビを買うとか、チューナーを買うとかというふうな方も当然いらっしゃるし、と思いますが、その中のわずかな世帯かもしれませんが、地デジ難民、現状では地上デジタルテレビ放送が見れないという状況になっているかと思います。

ただいまありましたように、低所得者に対するチューナーの無償配布ということで、大変ありがたく思っております。あと、これは市町は、要は責任ないと言うたらおかしいですけど、あくまでもこの地上デジタル放送へ向けての責任所在といいますか、責任者は国であり、やはり放送の事業者であるということは当然明確になっているわけですから、今後とも国及び事業者に対して町からも積極的に、例えばこういう人がおるといような感じでやっぱり積極的に働きかけていただきたいということをお願いします。

それから、もう一点ですけども、じゃあ実際に本町におきまして、どの程度の方が実際に見れるのか、見れないのかというそういう集計データみたいなのはありますか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 地デジ対応につきましては、ここ最近ですね、各自治会におけるケーブルテレビへの加入とか、いろんな対応を聞いておるところでありますけども、具体的なお質問のその数字については把握はしておりません。

ただ、今申しましたように、各自治会における全体的な対応も見られますので、今後の状況を確認しながらまた対応が必要なのかもわからないということで、状況を見ていきたいというふうに思います。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど総務部長から答弁しましたが、事前には担当課のほうで車を走らせて、何世帯という詳しい数字は忘れましたが、一応調査いたしております。

それに対する対応ということも担当課のほうでは把握しているというふうに私は思っ

ております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

事前に調査されているということで、これは企画政策課になるんですね、わかりました。

ということは、今後いろいろ地デジで実際にテレビ買ったけれども映らないとかという、そういう相談事の窓口というのはやっぱり企画政策課になるわけですか。ありがとうございます。

当然、ひとり暮らしとかそういう方も担当課としてはさわやか、社会福祉課等々、それぞれ個別に担当窓口がありますんで、企画政策を中心にしてそれぞれ連携協力をお願いしたいと思います。その点いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） この地デジの件でございますが、おっしゃるとおりそれぞれの分野でご相談があらうと思います。

先ほど副町長も申し上げましたが、我々事前に調査はいたしました。しかし反面、移動車でございますんで、そこでは入らなかったところも入る地点もございますし、逆に入っておったのが村の中心部へ行って何かの影響で入らない、入りにくいというようなことも恐らく私は出てくると思いますので、これは今の時点で明確に把握するということはなかなか難しゅうございます。そうした時点で考えないといけないなという思いでございますが、それぞれの関連の部局でご相談は受け付けまして、最終的には企画でそうした後々の対応はしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 テレビというのはちっちゃな子供さんからお年寄りに至るまで、幅広くごらんになる一つの生活の場の中の憩いの一つの機械でございますんで、いざ7月24日ス

タートしてみたら映らなかったというようなことがないように、やはり町民の方にも徹底していただきたい、これを要望いたします。

次に移ります。

続きまして、2点目でございますが、認定こども園に対する取り組みについてをお伺いします。

まず、2013年度創設を目指しています認定こども園について、形態としてどのように考えておられるのか。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型と一応4つ示されておりますが、町としての方針をお尋ねします。

兵庫県内の中で太子町におけますこども園に関しては、最近のデータとしてはちょっと載っていないんで、多分実施はまだかなと考えておりますが。

2番目として、認定こども園というのは、幼稚園と保育所の機能をあわせ持った新しい施設であります。法人が運営している幼稚園、保育所の利用料と、町が運営している保育所、幼稚園の保育料の格差を埋めるために、また低所得者の子供でも入園できるようにするためにも、料金の高騰は避けるべきだと思いますが、その考え方をお尋ねします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 今お尋ねの件につきましては、これまでの認定こども園ではなく、今国が打ち出しております2013年度施行予定のこども園のお尋ねでございますが、これにつきましては町としての方針でございますが、もちろん現在の認定こども園につきましては具体の取り組み等はございません。ただ、この2013年度実施予定のこども園につきましては、これは本当に昭和22年の児童福祉法で保育というのが、町が保育所でその任を負うという一貫して福祉できたんですが、国が言っていますこども園につきましては、その制度を抜本的に変えるものということで、非常に大きな改革ということでとらえております。

しかし、この基本制度案がこの6月25日に公表されて、私どものほうにも文字としては

参っておりますが、今現在その子ども・子育て新システム検討会議の基本案をもとに詳細な制度設計がされておるといふ状況というのは、中島議員さんもお承知のとおりかと思っております。

私どもも一口で言いますと、その中身がわからないというのが今現状でございまして、給付設計等々がまだ単なる少ない文字でしか見ることができませんので、この方針について今町のほうでこうというお答えがまだできない状況でございます。今後、そういった詳細な制度設計が国のほうから示されることとなっておる予定ですが、それらを踏まえまして教育委員会の幼稚園の関心の担当部局と検討会議を設けるというようなことになってこようかと思っております。

ただ、今の認定こども園の全国の状況を踏まえますと、やはり数が多いのは幼保連携型が数が多いでございますが、今回新たなこども園の基本案、基本制度を見てみますと、やはり現行の施設、本町であれば幼稚園、保育所それぞれの幼稚園型、保育所型で2013年度出発をせざるを得んではないかなという感じではおります。

ただ、そういった今言いましたように、制度設計が費用の負担等々が出てまいりましたときに、また施設の改修等の給付についてどういった形になるのかその辺を見きわめまして、町内検討ということになってこようかと思っております。

保育料についてのお尋ねもありましたが、国のほうが今示しておりますのが、まだ具体のそういった負担軽減という言葉は出ておりますけれども、具体の本当に詳細な設計というのは上がっておりませんので、なかなか今の段階でこうといったことも申し上げられませんが、今中島議員さんご指摘のように、やはり格差、また低所得者への対応といったことについては、やはりこの保育園問題につきましても同様でございまして、十分できる範囲では考えたいというのは申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 まだ6月25日にやっと公表されたという段階で、まだ取り組みが進んでいない状況ですが、幼保連携型については私はいろいろ考えますと、斑鳩保育所と斑鳩幼稚園の幼保連携型かなと、一つのイメージとして考えてました。それから、幼稚園型というのは当然ほかの公立の3幼稚園、石海、龍田、太田幼稚園がそのまま、ですから現在例えば2時、3時になるともう降園すると、それが例えば家庭の状況によりまして5時、6時、6時はどうか知りませんが、5時、6時まで幼稚園で預かることができるのか、そういうふうな感覚で思っていましたし、保育所型に関しても、保育所型というのはいわゆる、保育所というのはどうしても働いている方、そして夫婦共働きでどうしても見られないという状況の方が保育所に行かれるわけですから、今回はそれを関係なく働いていなくても子育てができる、それが保育所型なんですけれども。当然、時間についても別に定めがないという今までどおりの5時、6時降園でも構わないということを大体想像してました。

そういう意味で、例えば今まで公立幼稚園に通っていたのに、近くの学校法人あるいはここでは宗教法人がするような幼稚園、保育園に移りたいと、そっちのほうへ行きたいといった場合に、当然格差、今までの例えば公立で行っていたときの保育料と私立の場合の保育料は違う場合があると思うんですけれども、その場合の格差は正とか、そういうふうな点で町としてそういうような指示ができるのかどうかというのをちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 新制度につきましては、今申し上げましたようにどういう負担軽減体系ができるかというのがまだなんですけど、今公立から私立へ移られたといったケースで格差がある場合にどうかということ

なのですが、それについては今現行の保育所でありましたら同一といいますか、同一の所得によってそれぞれの階層で決められております。したがって、公私立、大体同じ保育料体系で運営をしております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 それともう一点、今回の福祉文教常任委員会の意見書にもあったんですけども、利用者と施設との直接契約によって、認定こども園のときからそうですけども、今後も恐らくこども園のときもそうかもしれませんが、利用者と施設との直接契約によって入園、入所が決まるというふうな一つの制度なんですけれども、これに関して実際入れない場合が出てくるのではないかと、直接契約ですから。あるいは費用面でどうしてもこれは無理だとかいうふうな、あるいは保育所あるいは幼稚園側からちょっとお断り願うとかというふうな場合が多々あると思うんですけども、こういう場合、町としてどういうふうな対応ができるのかということですけども、それについて伺います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） ご心配のご意見が出ておるといのも承知しておりますが、町のかかわりでございますが、入所、入園に際しましてのかかわりというのは今現行と変わらないと思います。

契約の方法が、直接契約の方向が示されておるといことでございますので、仮にそういう直接契約となりましても入所、入園に際しての町の関与というのは当然一番第一歩でございますので、今ご心配されているのは、どこも入れないところが出てくるのではないかとといったようなことのようにですが、それについては、やはりご心配には及ばないというふうに思っております。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 2013年度に本格的にこども園がスタートするわけですけども、そういうふうに特に昔と違いまして、子供というの

は今は昼間外で遊んでいる子がない、ちっちゃいお子さんはほとんど保育園か幼稚園に行っている。だから、別に共働きでなくて家でお母さんがいらっしゃっても、子供と親と二人きりの生活で、むしろこれやったらみんなが行っている幼稚園、保育園に行かせたほうがいいという家庭もあって行かせていらっしゃる方も多々あるとお聞きしております。

そういう意味で、いろんな意味で今後未来を担うそういう就学前のお子様に対するいろんな施策に関して、町として特にそういう利用料に関しては負担のないようなそういう措置をお願いしたいと考えておりますので、またよろしく申し上げます。

続きまして、3点目に、地球温暖化対策について質問いたします。

京都議定書に基づいての地球温暖化対策は、地球環境を守る上で大事になってきております。近年ゲリラ豪雨や猛暑日が連日続いて、最高気温を記録するなど異常気象が続いています。

その中で、ヒートアイランド対策として、学校園の芝生化、壁面緑化、屋上緑化、公園緑地化等を推進するべきだと思いますが、町の考え方をお尋ねします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 今ご指摘のように、本当に猛暑が続いている状況でございます。9月から子供たちも暑い中で頑張っている状況でございます。そして、またこの9月からは猛暑が続いている状況の中で学校園の生活を余儀なくされるし、そういう対応をしていかなければいけないかなと思います。

その中で、学校園の芝生化という形の投げかけもございました。この取り組みにつきましては、芝生化により気温の上昇を抑えられるというのが1点あるかと思います。その中で、環境の変化等も生じてくるわけでございますけれども、昨年この質問をいただく中で、現実に相生の矢野小学校に行かせていただきました。その中で、その取り組みの第一歩は本当に地域の皆さんを含めての取り組

みが大きな要素が含んでるということを聞きました。その中で、今後の維持管理もする部分もあるんですけども、それも大切なことかなと思います。

そして、きょうの神戸新聞にも若干出とったんですけど、市川町の甘地幼稚園、それが芝生化で地域、無論大きいのは協力のもとに進むと、その中で緑の中で園児が遊ぶという形の取り組みに力を入れていきたいという形も書いてありました。

その中で、本当に子供たちがよりよい環境で育つというのは大切なことでございますので、これにつきましてもいろんな方面からも検討せないけない部分はあろうかと思いますし、本当に地域の絶大なる協力も必要だと感じております。

その中で、芝生化については以上でございますけれども、学校の側面の緑化とか屋上の対応ということにつきましても、現施設を動かす中での対応もございますので、今後施設の改良という形の中で、一つの学校環境を変えるという位置づけの中で大きな要素を抱えているかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 公園の緑地化についてでございますけれども、現在公園整備中でございます柳池総合公園につきましても、地球に優しい、人に優しいとを整備の基本におきまして、次年度以降の整備の中においても芝を有しました施設の検討をいたしております。

また、それ以外の公園につきましても、できる限りコンクリート製品の使用を控え、地球温暖化対策に心がけていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

今回は緑地化、緑地、緑に関してご質問いたしました。

緑、植物は当然光合成をするわけですから、 $\text{CO}_2$ を吸収して酸素を出すという基本的な光合成の営みがございます。ということは、緑が多いということは、当然 $\text{CO}_2$ 削減にも多少の効果があるというふうに考えております。

太子町の場合は、全面積の内ほぼ半分が田んぼ、山林、畑、池沼等になっております。そういう意味で、環境的には恵まれた地域、町であると考えております。そういう意味で、それ以外の部分、住宅地、公共施設、建物等におけるそういう緑化対策というのは当然必要になってくるかと思えます。

まず1点目に、教育次長からお話いただきました学校園に関する芝生化。

結構最近は進んでおりまして、いろんなところで、大阪府でしたか大阪市でしたか、も積極的に今後取り入れようと。神戸では、ポートアイランドの港島小学校でも実施されました。結構親からの評判もよく、子供が喜んで学校へ行くようになった、外遊びが多くなったというふうな、いろんな効果を聞いております。

再び言うまでもないんですが、芝生化に対する費用というのは、およそ1平米1,000円で済むわけです。100平米でおよそ10万円、鳥取方式の西洋芝で行う場合ですけども。

以前にも説明しましたが、鳥取方式の西洋芝はポット植えですから張りつける必要はないということで、また維持管理費用としても鳥取県の協働連携推進課によりますと、年間100円から200円、1平米当たり、で済むというふうに聞いております。

そういう意味で、別に広大な地域を芝生化してほしいとかというふうな要望はいたしておりません。ある小学校では、危険なところに芝生をしてみようということで、例えばブランコの周辺に、狭い範囲であります。芝生化をやったというふうなことも聞いております。あるいは、小学校でなしに保育所、幼稚園等のちょっとした遊び場空間に芝生をしてみようというようなことも、試みも聞いて

おります。

そういう意味で、なかなか維持管理は当然PTAあるいは地元ボランティア、あるいは老人会等々、地元の方たちの協力によりそういうふう to 実施されると思われまして、よろしく考えていただきたいというふう to 考えております。

また、予算にもこれは大きく関係するんですが、今現在今年度予算にも安全・安心な学校づくり交付金というのがあります。今年度は耐震化でこの交付金が使われておりますが、この中におけます屋外教育環境施設の整備でも国は補助を行っておりますので、またその辺のことも考え合わせていただいて、一つのモデル事業として1カ所考えていただきたいなど、そういうふう to 考えておりますので、その点についてもう一度ご答弁をお願いします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 学校の教育環境を見直すという一点として、そういう緑化という形も芝生化という形もあろうかと思います。

その中で、子供たちがいい環境で学習をできるという取り組みについてはやぶさかではございませんし、その中でどういう方法、どういう手段とかということいろいろあろうかと思いますが、それも今回伺ってますものも一つとして、取り組みにつきましては検討、または前向きな姿勢では臨みたいと思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

あと、それ以外の分につきましては、太子町環境保全基本条例があります。その町の施策第5条第3項、緑地の保全、緑化の推進、その他自然環境に関することについて、町は第2条の規定により次の各項に掲げる事項について必要な措置を講じ、その実現に努めなければならないという第5条の中の第3項があります。

また、第7項には、教育文化的環境の保全、文化的遺産の保護に関することと、太子町環境保全基本条例第5条の中の3項と7項、既にご存じやと思います。今さら私に言うまでもありませんが。そういう意味で都市の緑化というのは大変重要なことだと考えております。

その中で、今回都市計画マスタープランが出されましたが、国土交通省が発表しております中に、国土交通省は都市計画マスタープランというよりも、緑の基本計画を市町村を対象にして策定するようにとか、そういうふうな指針が一つ出とんですけれども、具体的に緑の基本計画というのは余り聞いたことはないんですが、やっぱり都市計画マスタープランの中でそれを表現しているというふう to 考えてよろしいのでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 緑のマスタープランというように呼んでるわけですが、これについては都市計画マスタープランと別に策定をするということでございまして、太子町にも現在過去に策定したものがございまして。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 はい、わかりました。

その緑のマスタープラン、最終いつごろでき上がるかと考えておられますか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） マスタープラン自体は現在も存在して、生きておりまして、策定は済んでおります。

○議長（佐野芳彦） 暫時休憩します。

（休憩 午後1時34分）

（再開 午後1時35分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 あと、緑対策として壁面緑化、屋上緑化、公園緑化等を推進していただきたいということを言いましたが、例えば壁面緑化に関して何か具体的な考え方、方策と

いうのはありますか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 公共施設の壁面緑化についてではないんですが、一般的な建築に関する部分でのお答えということになってしまうんですが、建築に関しましては県の条例に基づきまして、そういった屋上緑化であるとか、工場緑地保全というようなことが定められておりまして、その一部の中に壁面緑化についても制度としてあるということで、現在の状況では例えば工場内の緑化でどうしても面積的に足りない部分について屋上緑化で対応していただいたり、あるいはまた壁面緑化で対応していただくというような、そういう形で現在行われているところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 具体的にどうのこうのはいんですけれども、例えば壁面緑化一つの方法にしても、今各家庭あるいは地域で、今でしたら苦瓠でつる性のやつを植えたりとか、あるいはポット苗を壁に据えつけてするとか、あるいは天井から、やや高いところから下へ植物を垂らすとかというふうないろんな方法があると思いますんで、その辺また。

これは東京都の概要版で壁面緑化ガイドラインというのがあるわけですが、その中にも何点かこういう植物は壁面緑化に適していると、巻きつきながらずっと上へ上がっていく植物とかがありますんで、また研究をお願いしたいなと考えております。

以上、緑化対策につきまして、要は今後地球温暖化あるいはヒートアイランド対策の一環として、やはり緑は人間にとって大切な植物、植物は人間にとって大切なものです。京都議定書に沿って、最近では自動車がほとんどエコカーが出現しながら、トラックもハイブリッド化が進みながら、だんだんCO<sub>2</sub>排出削減に向けて取り組んでおります。

そういう意味で、町においても緑地化を推進することによりましてCO<sub>2</sub>削減、

22.62平方キロメートルという面積ではありますが、ちっちゃな町の行動があらゆるところに影響を及ぼす、これは間違いありません。そういう意味で、今後とも緑化対策、地球温暖化対策について検討をお願いしたいと思います。

最後、4点目ですけれども、町の情報発信をメールでということです。

一部通告に誤りがありましたんで、その部分ちょっと直して通告、質問いたします。

今、小・中学校では緊急メールが実施され、好評だと聞いています。学校別に加入の状況についてお尋ねします。

2点目、町からの情報発信として「広報たいし」がありますが、1カ月というスパンでの情報の発信であります。緊急性のある情報について知るために、メール配信が有効活用ではないかと思います。気象、災害、健康、イベント、最新の出来事等知らせるシステムを考えてはどうかと思いますが、当局の考え方をお尋ねします。

3点目、またメルマガ、メールマガジンを町として作成、発信してはどうかと考えます。この点について、お伺いします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） まず、1点目の今年度取り組みました緊急メールの事業でございます。その状況について、お尋ねにつきましての報告をさせていただきたいと思っております。

夏休み前に調査した結果でございます。学校別に申しますと、龍田小学校におきましては57%の加入、斑鳩小学校につきましては72%、太田小学校につきましては66%、石海小学校におきましては31%、小学校平均しますと56.5%の加入状況でございます。それと、中学校におきましては、西中学校では43%、東中学校では46%、中学校平均しますと44.5%の加入状況でございます。

事業を進めましてから、現在この緊急メール発信を使って発信した事例は今のところないところでございますけれども、小学校におき

ましては自然学校または行事等の連絡で、行事連絡等で利用した経緯はございます。

先ほど言いましたように、この加入率を上げるという一つの動きも必要かなというところでございます。そういう状況の中で、今後学校を通じまして保護者の方への十分な説明も含めながら、加入率を上げてまいりたいというところで考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 2点目、緊急情報のメール配信システムの活用についてのご質問であります。

速やかな情報伝達手段としてのメール配信は有効と考えております。ひょうご防災ネット等の配信システムの導入により配信は可能となりますが、配信の対象が携帯電話を所有し、登録を行った者に限定されるため、一部の町民の皆様への周知にとどまります。「広報たいし」やホームページ等の伝達手段とあわせて、引き続き検討していきたいと考えております。

続いて、3点目であります。

メールマガジンの配信についてのご質問であります。メールマガジンの配信におきましては、町民の皆様から素直な意見を聞くことができる点は有効と考えられます。しかしながら、メールによる情報の配信と同様に対象が限定されることや、町からの情報は多岐にわたり受信者により必要な情報が異なるため、配信する情報が必ずしも有効に活用されるとは言いがたい面があります。今後、町民の皆様からの意見の聴取方法の手段の一つとして検討したいと考えますが、引き続き町のイベント情報、お知らせ等につきましては、町の広報紙やホームページに随時掲載を行い、町民の皆様に最新の情報を発信していくとともに町民の皆様からのご意見等につきましては、公共施設やホームページに設置している町民提案箱を活用いただくことで行政と町民の情報の共有化を図るとともに、今後さ

らにホームページ等の充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

まず、1点目の小学校、中学校におけます緊急メールの加入状況でございますが、期間にしましても数カ月しかたっていない状況で斑鳩小で7割を超える方の保護者の方が加入されておられるということで、やっぱり保護者の方にとっては関心があるのかなと、そういうふうに考えております。

また、特に小・中学校の保護者といえますと、当然お若い方、30代、40代の方が想定されますが、そういう意味で現在の便利なメールを使いこなしている保護者の方が多いものと考えられ、そういう意味で有効な手段かなと。今後、季節的に秋に向かうわけですが、いろんな面で警報が出たりというときには十分有効に活用されると思いますので、今後とも取り組みをよろしくお願いしたいと思えます。

今の学校の緊急メールの状況から考えて、当然質問の2番、3番に移るわけですが、年齢層に限られますが、メールに対する関心度はある程度高いかなと。ただし、年齢層が上がれば上がるほどメールに対する必要度、度合いというか、常にメールをしているとかという世代が、だんだん高齢化になると当然なくなっていくというふうな状況になりますから、当然例えば町としてメールを発信しますといったところで利用する方は本当に少ないと、私自身は想像してます。

しかし、若い世代でもやがては年をとっていくわけですから、30代、40代の人々が年をとって50、60、70になってもやはりメールは使えるようになるという意味から考えますと、将来的にわたってメール発信というのはやはり有効な手段ではないかなと考えます。緊急な場合のメール発信というのは、やっぱり有効かなと考えております。

例えば、メールマガジンの件ですけども、

いろんな行政がメールマガジンを発行しています。例えば、大きいところで広島市。例えば、メールマガジンの中には広島市発行のメールマガジンです、市長エッセイ、広島大好きエッセイ、市政にかかわるリレートークなどをメールで配信しますとか、広島市は大きいですから、現在発行が2,417部というようなことを聞いております。

また、メールマガジンは行政とかそれに関する部門、例えば東京都であれば都議会がメールマガジンを発信しています。あるいは要は太子町であれば町の職員を募集しますと、こういう要項で募集しますとかというメールマガジンを発行したりする場所もあります。

一つ、メールマガジンの中で、ここは山形県大江町に、ひと、こころ、自然が輝く旬のまち大江町メールマガジンというのがあります。最上川舟運の川港として栄えた歴史と文化を持ち、アジサイ香るいで湯の里、山形県大江町のしゅんの情報やイベント案内、味覚情報などが満載、大江ならではの隠れた魅力を全国の皆様にお届けしますというふうなことで、発行は不定期とあります。ここで大体205部のメールの読者がいるというふうにあります。一つの町で205人の方がこういうメールマガジンを受信しておられるという意味で、あと見たところ沖縄県の大東村、村では大東村があったと思います。北か南かちょっと忘れちゃったけど。

そういう意味で、こういう町としてあらゆる手段を使っていわゆる情報発信していく、町民の方だけでなく、メールマガジンは全国の方が見てます。“和のまち太子”のメールマガジン、兵庫県出身の北海道の方が見られるかもしれないという意味で有効かと思うしますので、今後の活用をお願いしたいと思うしますので、もう一度よろしくお願いします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） メール配信、またはメールマガジンにつきまして、今ご指摘がありますように、今後におきまして行政と住民をつないでいく、情報の共有化を図ってい

くという側面からも必要なというんか、将来におきましては不可避な一つの大切な手段と考えておりますので、今後におきまして十分に検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 はい、ありがとうございます。

今後、あらゆる手段を町民の方以外にも全国発信していく一つの有効な手段だと考えられますので、“和のまち太子”が今回例えば非核平和宣言のまちといたしました。そういう意味でそういうのもすべてホームページ同様ですけれども、こういうメルマガを使つての発信というのも有効な手段かと考えられますので、今後ともまたよろしくお願いします。

今日、本日は大変ありがとうございます。以上、4点ありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

次、桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 通告の順に基づきまして一般質問を行います。

最初に、非核都市平和のまち宣言への対応等についてであります。本町もやっという表現をしておりますけれども、非核都市宣言を行うに至りました。

このことを町内外に知らせる、また宣言を実効性のあるものにする必要があると思いますが、当局としてはもちろん予算措置が伴ってまいりますので、それらのことも大切なことだと思います。

また、同時に全国の自治体とか首長の中には、平和市長会議に名を連ねまして、共同して核の廃絶に向けて取り組んでいると、こういうところもあります。

非核都市宣言とあわせまして、市長会議や自治体協議会へ参加をするということが大切かと思うんですが、首長の対応について説明

を求めます。

これらの都市宣言に係る経費とかについては、せんだっての宣言を議決をする、そういう段階で総務委員長が報告したとおりでありますので、省略しておきたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 非核都市宣言の実効性について、また市長会議や自治体協議会の参加についてのご質問であります。

まず、非核平和宣言につきましては、自治体が平和を希求し、核兵器廃絶や国是であります非核三原則の遵守などを求めるもので、このたびの議会決議によります世界平和を訴える都市宣言、平和宣言を町民の皆様に向けて行われますことは、時宜と考えております。

この平和宣言を町内外に知らせることは、生命の尊厳を保ち、人間らしく生活できる真の平和実現に大きく寄与するものと考えております。

また、平和市長会議や日本非核宣言自治体協議会への参加についてのご質問ですが、平和市長会議につきましては全国1,797自治体の中で、その加入状況は712自治体で、加入率は39.6%にとどまっております。

日本非核宣言自治体協議会につきましては261団体で、同じく加入率が17.6%であります。それぞれの協議会で研修会の開催や情報交換等、活発な活動を進められておりますが、まずこれらの協議会に加入することで、町としてどのような効果、影響等があるなど、今後におきまして研究していく必要があるというふうに現時点では考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 これで一応内外には知らせることはそういうことだと思っておりますが、先ほど今年の原水爆禁止の記念式典で実際に広島市長、それから長崎市長が式辞を述べられているのと、それから菅総理大臣が式辞を述

べたことと、非常に観点がぼけとん違うかと言われるほど、現に言われてるわけやね、総理のほうは。だから、同じようなことが言われないように取り組むこと、これが今月の広島記念式典、それから9日の長崎の記念式典後にそれぞれ報道されている例から見ましても、もっと行政の長が取り組むべきことがあるだろうと、こういうことから今年は特にアメリカ大使も出席をする、あるいは国連事務総長も出席をすると、こういう中でいろいろ取りざたされたことは事実なんですけれども、太子町の場合にもこれまでに東京から広島あるいは長崎に向けての平和行進を受け入れ、それぞれの歓迎また接待をしていただいているということについては、取り組んでいる皆さんも感謝をされているわけですが、やはり早くに宣言をしたり、あるいは協議会に参加をしたりしている自治体とはかなり、太子町の場合はたまたま遅れておったわけではありますが、遅れた分は取り返していくぐらいの気概で取り組んでも罰は当たらんだろうと、こう思うんですね。

協議会も少ないですけども、その市長会議の状況は兵庫県下では町が12中8でしょ、今。8月1日ですけどね、これ現在。それから、市が29中11で37.9、全体で41中19で46.3と、こういう状況ですわね。だから、町としては12中8は既に会議に参加をしておると、市長会議ですよ、に参加をして、いろいろな取り組みをされていると。こういうことから、やはり学んだ取り組みが必要ではないかなと思うんで、その辺はぜひ今答弁がありましたように研究をして、やはり取り組むべきは取り組んでいくということが私は大事やと、こう思いますので、その点確認したいと思いますが、最近になりまして非核三原則の問題もそうありますけれども、安保防衛懇談会の関係から武器輸出の三原則はもうないがしろにされようと、こういう状況が生まれている中、より一層これらのことが大切になっていると、こういうことだと思いますので、その点も含めていわゆる取り組みのこと

について、再度確認をしておきたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 桜井議員ご指摘のように、本年度広島・長崎の平和の日につきましては、大きな盛り上がりがありました。そういう意味で、本町におけるこのたびの宣言に向けての取り組みにつきましては、先ほども申し上げましたけども、非常に時宜を得ているというふうに考えております。

そういうその市長会議、また自治体協議会等につきましても、先ほども申しましたけども、再度その点、今後において確認というんか研究というんか、そういう方向で一步進めていくという回答をいたしましたので、その方向でいきたいというふうに考えております。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 それはぜひ期待しておきたいと思います。

それから、次に住民の安全・安心のまちづくり等につきましてであります。これは特に今年は異常な暑さが続いており、本日もそうなんですけれども、屋内でも熱中症で倒れたり、亡くなったりする例が枚挙にいとまがないほどの報道が目立っております。高齢者の孤独死あるいは児童等の虐待等も日常的なつながりがどうかを問われるほど、どれも枚挙にいとまがないほどの報道がございます。

そういう中で、通告でしております独居老人あるいは高齢者等の安否確認、災害時等における対応、こういうことが大切になるわけですが、きょう既に前の質問者にも答えがありましたように、75歳以上の人の掌握も一定はされておって、2,500中で700人とかあるいはその残りについても確認ができておると、こういうような状況で、50人ほどについては直接会っていないけれども、入所なり、入院なりしているのではないかと。あるいは児童の件では、8件15人で今の状況が報告されておりますので、それらについてはあと重複

して答弁は要りませんけれども、一応本年当初予算資料、在宅寝たきり高齢者の247人、認知症のある人が194人ということで資料もあるわけですが、問題はひとり暮らし、認知症高齢者というのは492人ですね。それから、ひとり暮らしが494人、それで高齢世帯が1,078という住基台帳上はそうなるとするのは本町でしょ。

それで、そういう中でそれらが2人おるから安全というような状況でなくなっているということも含めて、全体としての確認が必要だし、災害時は特にそうなるわけであります。

私も老人クラブの世話もせないけん時期になりました。自治会によっては自治会がふれあいサロンを実施したりしておりますし、また私どもの村では老人クラブがそれを請け負うと、こういう中でそこに参加をしていただく人については、毎月やっている中で確認もできる。しかし、そうでない人たちの状況というのはなかなか、知ってないかと言っても、そうやなあと言うてになってしまうほど、割合消息っていうのは同じ田舎におっても難しいと、こういう状況が現実にある中で、これをいかに解消していくかというのは大事なことであってなかなか取り組みにくいこと。それで、おうちにずかずか入れない状況が現にある。だから、私は質問でも日常的なつながりがどうであるかが問われておるというふうに言っております。

昔は、夏だと縁に座っておれば、かなりの人がその周りを通ってやというぐらいのことがあり、遠慮気兼ねなしにお互いのおうちへ出入りができたと、こういうようなことなんです。今は塀も高くなりして、用心が悪いということでうちの村でも相当門が閉まっていたりします。そういう中での取り組みをどうするかというのが問われとんで、それらの対応について、災害時にも備えないといけませんし、それも含めた説明を求めたい。

また、山林、山ろくの崩壊危険箇所というのはマップなどで説明をされたりいろいろし

ているわけで、また都市計画マスタープランできれいなカラーでいただきましたんやけどね。その中でも、それぞれ触れられていることは触れられているんです。しかし、絵にただけではあかんので、これらが事前、事前に危険箇所に対応がなければ、災害が起ってからでは遅い、そういう点からきちっとその辺の取り組みをどうするかという。

最近の、これもニュースによりますと、深層崩壊とかというようなことも、必ずないとは言えないわけですね。兵庫県の場合は、余りこれは幸いないんですけども、全体的には何が起ってもおかしくないというような状況の中で、危険を予知できるところについては事前の対策等が必要だと、こう思うんですけど、その取り組みについて説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、前段の高齢者の孤独死の関係についてお答えをしたいと思います。

本当に高齢者の孤独死につきましては、ご承知のとおり、今年の1月31日だったと思いますが、NHK総合テレビのほうで無縁社会といったタイトルで放映をされ、大きな反響がございました。以降、そういった高齢者に係る孤独死、また交流のない社会実体といったことが、本当にクローズアップをされました。私どもも注視をしておるところでございます。

今桜井議員さん言われますように、本当につながりというのがなくなっておるということに起因をするわけですが、今日の社会は本当に健康さえあれば、別に家族あるいは地域の交流がなくても十分生活ができ、困ることがない社会になっておりまして、反面、さあといったときには今ご指摘のとおりでございまして、なかなか援助が直接得られないというようなことで、また高齢者の方の不安に感じる点でも、それが統計上も出ております。

そこで、対応でございますが、なかなか日常的なつながりを確保するきずなといった点

では難しゅうございます。本当に危険度が高いといいますか、そういった方々、特に病気で病弱で本当に不安を感じておられる方につきましては、ご承知のとおり安心見守りコール事業を今実施をいたしておりまして、中のお伺いコールというやつで安否確認を行っておるところでございます。その際、健康状態なども確認をさせていただいておるということでございます。

また、介護保険のほうでは、例えばデイサービスなんかでお迎えに行くわけですが、そういったときにでもやはり応答がない場合がございます。こういった場合については、もうすぐさまさわやか健康課のほうに連絡が入りまして、ご本人が申請をされております災害時等の要援護者登録内容を初めとして、緊急連絡先に確認をさせていただいて、中には、屋内、その建物内で倒れられている可能性が高いと判断すると、警察と連携をして建物の中に入ることもございます。このようなふだと違った状況だというのは、やはり近隣あるいは親族のほうからも通知や連絡がでございます。

災害時の対応は、先ほど申しました災害時等要援護者登録内容、これで申請というんですか、登録をさせていただいております。それに基づきまして、必要な支援を初動の段階では自主防災組織等の近隣の支援を受けるということでございます。

これにつきましても、いろいろ地域のほうからやはり個人情報保護法の関係で問題点が提起をされてる部分がございますが、現在ご本人の希望に沿った線でそういった登録台帳を作成をいたしておりますので、それを基本としております。

ただ、それぞれの行動マニュアルについて、まだ策定の完成を見ておりません。中には医療の必要性のある方がございます。例えば、透析をされておる方、また酸素ボンベ等の必要な方といったことがございますので、そのあたりの細かな配慮をしたマニュアルの作成というのを今現在進行中ということでご

ざいます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 山林、山ろくの崩壊、危険箇所あるいは水害危険箇所等に対する取り組みでございますが、平成18年度におきまして龍野土木事務所が土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づきまして、基礎調査を実施いたしております。

現在は、このデータをもとに県と合同パトロールを毎年6月に定期的に行っておりまして、危険箇所等状況あるいは度合い等を把握しているところでございます。

特に危険度が高く、対策が必要であるという危険箇所につきましては、地元説明会を行いまして、危険箇所指定の手続を行う、その後急傾斜等の事業を実施というような手順で行われております。

現に今年度も1カ所、これからまた急傾斜の対応をするところでございますけども、また町民の皆様の土砂災害に対する意識を高めいただくためには、ホームページで土砂災害への備えを掲載して注意をしておりますが、時期に応じて広報等においてもそういったものを掲載し、啓発をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 要は今年度この補正予算でも出している、今部長の説明したのは補正予算で出していることも含めて言ってるんだと思いますけども、やはり起こる前に一緒になって考え、一緒に取り組むということがなかったら、結局起こってしまっただけそれが大きな災害だったらどうするのかということになりますので、その辺のところは地域住民と一緒に共有して対応をしないと、これがなかったらいけないことやと思うんですけど、そういう点での太子町でどこがどうというのは、既に危険箇所の斜線で塗ったりいろいろしてあるそういうもので確認はできても、どんなときにどういうふうにかかるのかというの

はわからないですわな。それで今、深層崩壊とかいうことまで、雨の降り方とかによってそれが起こってくる可能性、その可能性をも共有しておらないと、まあ大丈夫だろうということの中では埋もれる可能性もまた出てくるわけですから、そういう点を事前にやっばりなくしていく、そういう危険を取り除いていくような取り組みがいると思うんですけど、その点で再度説明を求めたいと思います。

それから、児童の虐待問題で、きのうの神戸新聞かな、これ。囲み記事で、虐待児の半数は保護を希望と。相談所長会議の調査によって関西学院大学の才村教授の談が、児童福祉論の方の談が載ってとんですね。読まれましたね。そしたら、読まれたらあとは内容を紹介しますので、やはり約半数が保護してほしいという希望を持っておると、ためらわずに通告をすべきやと、こういうふうに言われてるんです。これはもったもななことだと思うんですけども、その点内容を承知ならこれについても対応が必要かと思いますので、説明を求めたい。

それから、ひとり暮らし、先ほど独居とかいろいろ言いましたけれども、1人、2人のことも言いましたが、いろいろ今日の話をしておりますと、こういう状況の中で別々で寝とったけども、一緒に寝なあかんというて寝よんやという人も現にあるんです。それは当たり前かもしれません。そうでなかったら、片一方が倒れとつても、どうもわからへんと。何ぼ二人世帯、老老世帯というのはそういうもんだと思うんですけど、やっぱりそういうことも含めてお互いの教訓を教訓として周りにそれも共有していくことの必要性があるのかなということと、ほんまに独居の人で周りの方がデイサービスをボランティアで行かれて助かった人も太子町内に現にありません。それは、年いったら窓を全部閉めてもて寝とるって、1人で。そうしたら、もうどないも。ほんでも、危ないさかい閉めとくと、こういうふうなことになって、かなり倒れら

れて近所の方が寄られて助かったという人があるんですけども、今クーラーを入れられて、もうクーラーもずっとつけとかなあかんというていう話になつとるようですけども。そういう助けられた人もおってやけど、一方において隣の人が言うてくれなんたらわからなんだという人もあるわけですね。だから、そういう点を含めて、町内でこれらの独居あるいは2人でも心配なところがありますので、それらの対策が絶対必要やと思うんですけど、助かった事例があるわけですから、より一層それらを推進するという姿勢が問われとんだと思うんですけど、その点いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 危険箇所等に係ります事前のといいますか、把握をしておくということのお尋ねですが、先ほど申し上げましたように、危険箇所等につきましては調査が済んでおりまして、その資料をもとにいたしまして毎年6月に危険箇所における現状あるいは危険度合いを把握するということでパトロールを実施いたしております。

それを資料といいますか、そういったものを確認のもとに対策を講じていくということになろうかと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 児童虐待の件でございますが、昨日の神戸新聞等に掲載しておりました。

本当に現状といいますか、特に私が記事で目にしましたのは、本当に重症の児童ほど全く意欲を失うといいますか、本当に何とも言えない状況で、自分の意思をどうということも失うというような状況が書いてございます。

これらの現状を踏まえて、どういう対応かということでございますけれども、やはりこの親のほうにしましても自分が虐待をしておるといったことに自覚がない、無自覚という方が非常に多い、パーセントにしましても6

割以上あったかというふうに思います。そういったところがお一層こういった問題のすそ野がどこまであるんかという、午前中も実際の実態というのがもう暗数、暗い数字であるということで、本当に実情というのはつかみにくい部分でございます。まず通報というのは、これはもう法律にも趣旨にもございまず。知り得る立場にあるところは特に注意をして、日常それに対応するということが法律にも明記をされておりますので、私どもも早い連絡といいますか、それに私どもだけではなしに、これはもう住民皆さんへの一つの責務ということでございます。法律にもちゃんと明記をされておるんですが、なかなか親御さんにしましてはやはりしつけの段階だということで、その境目がなかなかはっきりしないというのが実態かと思えます。

それから、高齢者の方の見守りでございすけれども、先ほど申しました以外にも当然おひとり住まいの方、また高齢者ご夫婦だけの家庭というのが、これは今後も増えるということは国が出しております高齢社会白書にもちゃんと推計をしておりました。今後もますます増えるということでございます。

現実問題として、私どもの地域においてもやはりそういった方々の見守りについては、民生委員さんを初め、いろいろ地域の近隣の方の目配りといいますか、見守りをさせていただいておるんですが、なかなか100%にいきません。雨戸の状態とか、また新聞受けの状態とかといったことは常々それぞれ確認し合っておるところですけれども、本当にすべて100%、これを目指しとるわけですが、なかなか先ほど申しましたようにきずなが切れた状態の方もございますので、その対応の周知というのについては非常に難しい面がございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 災害時の対応についてのご質問をいただいたわけですがけれども、先日もこの23日から4日間、各地区の自

治会長さん方との懇談をさせていただきました。その中で、自主防災組織の充実という課題を設けて懇談いたしまして、種々のご意見をいただきました。

独居老人等の要援護支援の対応等についても、日ごろから自主防災組織におけるコミュニケーション等を深めていただいて、そういう方々の所在確認等、日ごろから努めていただくというお願いをさせていただいたところでもあります。

町内、平成19年にすべての67自治会において自主防災組織が設けられておるわけですが、その活動がさまざまに活発なところもありますがそうでないところもあるということです。消防署の図上訓練等も約40自治会が既にお受けいただいておりますし、そういう面でさらに災害というんか、非常に少ない地域ではありますけれども、自主防災組織の充実という面を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 次に移ります。

3つ目の質問は、高齢者医療制度についてであります。通告では政府は後期高齢者医療制度の対象年齢を75歳から65歳まで引き下げて、差別医療を拡大しようとしております。事実であります。この制度は民主党が野党時代に主張したとおり、後期高齢者医療制度の廃止を求める必要があります。それへの取り組みというのは、やはり声を上げないといけないという意味での取り組みであります、について。

それから、新たに検討されております制度による負担等とサービスの予想と対応、町としてですよ。

それから、厚労省がまとめた2008年度の医療給付実態調査によりますと、公的な医療保険制度の中で後期医療が最も高いということになります。それは、医療費が1人当たり85万5,606円と、それから最も低いということ、これは大企業などの健康保険組合であ

りますけれども、1人当たりが12万280円ということで、7倍の差があるわけでありまして、このように医療の格差が生じてきております。

これらの解消も同時に図られなければならないということでもありますし、これに対する声をやはり地方がはっきり上げないと何も変わっていかないということでもありますので、対応について説明を求めます。

特に老人保健制度、現行の制度では加入者案分というような形でできているわけですから、これらのほうにやっぱり戻すほうが大事ななんであると、このように考えますけれども、対応について説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、1点目でございますが、現在国においては専門家によります高齢者医療制度改革会議が設けられてまして、平成25年4月から新しい医療保険制度の構築を目指して後期高齢者医療制度の廃止を契機といたしまして、長年の課題でございました国保の広域化を実現し、国民皆保険の最後のとりでであります国保の安定的かつ持続的な運営を確保するべく検討が進められているところでございます。

過日8月20日でございますが、第9回会議で中間取りまとめがなされまして、21日の新聞で報道がございました。その中の大きな検討課題といたしまして、ご質問にもございます後継の医療制度の対象年齢を75から65まで引き下げるといった検討も行っておりますが、現時点ではまだ結論が出ていないということでございます。

いずれにいたしましても、医療保険制度の根幹にかかわる制度改正となりますので、今検討されております国の動向を注視してまいりたいというふうに思います。

それから、新たに検討されている制度によります負担等とサービスの関係でございますが、対象年齢を75とするか65とするかというのは、まだ今後判断されることとなりますが、その経理につきましては対象年齢分とそ

れ以外とを区分して別勘定で運営するといった情報が届いてございます。

現在、後期高齢者医療は広域連合で運営されていますけれども、この制度廃止の後には被保険者は市町村国保や他の社会保険、組合健保等に移行をするということになっております。

現在、国の改革会議の中間取りまとめによりますと、個々に加入いたします75歳以上の方の保険料については、同じ都道府県で同じ所得であれば、原則として同じ保険料ということが言われております。医療、そういうサービスのあり方につきましては、平成24年度の診療報酬、介護報酬の同時改定に向けまして、別途議論を進められておりますけれども、必要な医療、介護が切れ目なく受けられる体制を構築をいたしまして、さまざまな高齢者のニーズに応じた多様なケアの提供体制の充実に向けまして、取り組む必要があるとの提言が国の改革会議でなされておるところでございます。

それから、3点目でございますけれども、医療費の格差の関係でございますが、今桜井議員さんおっしゃいますとおりの数字が出ております。

しかし、これは後期高齢者医療の加入者の平均年齢が81.8歳、一方健保組合の平均年齢といえますのが33.8ということで、大きな年齢の開きがございます、1人当たりの医療費に大きな差が出るというのは、これはもうやむを得ないというふうに思っております。

しかし、その差が広がるといったことは、決して望ましいことではございません。町といたしましては、ぜひ健康診査の受診等々を呼びかけまして、予防の面を重視をいたしておりますし、また後発薬品、ジェネリック医薬品の推奨といったことも行っております。また、従来からもやっておりますが、レセプトの点検、医療費通知等々のことで住民の皆さんに啓発をしておるというところでございます。

これらについて、制度改正に当たって地方

も国のほうへという桜井議員さんのご提案でございます。やはり、国の制度でございます、なかなか町の判断等というのが差し挟まれる部分というのは非常に少のうございます。国の検討会議の動きを見守るというところで対応したいというふうに思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 何分かいな。

（「24分」の声あり）

残りがかい。

特に、何でこんなこと言うかというのは、今部長が説明したとおり、中間取りまとめをしたわけですが、それによってもどういう形になるかというのはサラリーマンとその扶養家族の高齢者は組合健保あるいは協会けんぽというような被用者保険に入るんだと、それ以外のということになりますと、大多数の高齢者というのは国民健康保険に入り、現役世代とはまた別の勘定で受け皿となるのはどこかというのは都道府県か今のような協会かというようないろんなことを言おうとおるんですけども、やっぱり地方が今声を上げるというのは、一応は知事会はかなり意見を言ってるわけやね、当たり前の話ですわ。当然それをどうするかということになると、知事会もそれはじっとしておれない、そういうので当たり前ですし、また市町村も広域化することによってええようなことばっかり言うけども全然違って、この制度そのものが問題点ばっかりはらんどるわけですから、これをやらせること事態がもう今までの後期高齢者で問題になったうば捨て山の制度を年齢を下げたりするだけのことだということになりますことと、要は大きな欠陥というのは、やっぱり高齢者医療の財政を現役世代と別勘定にすれば、高齢者が増え、医療費が当然またかかるんですけども、増えるにつれて高齢者の保険料が上がると、いやでも応でも上がるっていう仕組みに組み込むということなんですよ。

もともとこういうものについては、今の老人保健は自治体と保険者間の案分はありますけれども、国と自治体とによって支えてきたものであります。しかし、そこから国の費用を減らすためにこういうものをしようとしているねらいはもう明らかなんですから、それらのことについて問題点が出てくるわけで、特に健康な人も健康に不安を抱える人も、老いも若きも互いに支え合うっていうのが本来の保険制度でありますし、健康上の先ほど言いましたように、リスクが高い、危険が高い高齢者だけを囲い込んで別勘定にするなどの目論見をやめさせなったら何にもならないと。それが公的保険としての今までやってきたことに対する制度設計というて、安定してと言いますけど、それはもう大間違いで、すべて自己責任に振ってしまうような制度に変えようとしとんですから、これに対して共通認識して国に言うことが大事だと思うんです。

そういう点で、私は非人間的なこういう仕組みに対して町として意見を言うべきだということを言ってるんです。現に今言いましたように、委員として出席している知事、そういう中でも批判が出ていることも事実なんです。だから、それを後ろから支えていきながら、こういうことにならないようにしないと。もともと医療っていうのは最大の問題っていうのは、国の最終的な財政責任が、財政負担、そういうものが明確にされないまま制度だけを先にしようとしている、そういうところに問題があると思うんで、それらのことについてももしっかり意見を言えないといけないということでもあります。

それで、これ政権公約違反もええとこだと思うんですけども、これもはっきり言わないとわからないことなんで、民主党が何でこういう、私が言うかといいますと、野党時代に市町村国保に対して、実は9,000億円入れれば、我が党というのは民主党ですけど、政権をとった暁にはそうさせていただきますと、こういうようなことを言って、実際は

2,000億円と言うとりながら40億円、現状は。そういうことで、うそついたらあきまへんわな、どんな場合も。だから、そういう点のはっきりさせられていかないといけないのに、もう政権について国の負担を9,000億円と言うたのに40億円しか出さなかったら、何かをつくらなんだらあかんと言うて今のこの制度設計、維持可能など。そんなこと維持可能などというてみんなの負担にされたら、当たり前このこっちゃがね、皆にかかれればかかるほど、年いったらそうなるんや、そういうかかれればかかるほど自分が負担せなあかん、周りも負担せなあかん、そういうことを褒めるような立場でおられたらかなわんわけや。それで、現に住民の声も届かんのやで。今の広域連合に住民の声、届きますかな。それから、揖龍のごみ処理の問題でも、組合で特別地方公共団体をつくっておる、そこに声が届かんと同じなんですよ、現実。だんだん届かんようになる。そういうことになったら、もう住民はあくまで泣き寝入りをせなあかん、こうなるわけです。そんなものは、ちゃんと問題のある中できちっと是正を迫る、まだいろいろ言ってるけれどもこれからやらなきゃならんことがあるわけですから、内容的にはそうさせない取り組みが、地方からこれが上がるということの大事さだと僕は思うんですね。そういう取り組みについて、再度ははっきりさせないといけないと思うんです。

それで、国保の場合でも、今まで1984年からどうなったかということが問題なんです。よ、これも。医療費等の45%が、あとは国庫ですよ、現状は38.5ですわな。そういうふうには、国庫負担を減らす、減らす、どんどん減らせばだれが負担せなあかんかというたら、運営主体が負担せなあかん。運営主体もしんどのいもんやから、結局住民に負担させる、それで維持可能やと、そんなことではないです。皆保険、やっぱり国民皆保険の中での制度ですから、社会保障制度ですからね、その点を新法と旧法をとり間違えて平気で相互扶助やというやつがおるけどそうじゃない。国

民健康保険法は、はっきりと社会保障制度をうたってるわけですから、その辺を含めてははっきりとしておかないといけない問題があるんです。国保が受け皿になるということは、そういう点では大変なことになるんですよ。だから、それをはっきりさせるためにも町から意見を述べるべきだと言うとんですよ。知事も言いよんやから町も言うべきや。どうですか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 全国知事会の神田知事でございますが、報告案に真っ向から反対する意見書を提出された。これは、この有識者会議のメンバーでもございましたので、そういった都道府県を代表した意見書が出されたというふうに思っております。

厚生労働省につきましても、長妻大臣が市民との意見交換会等も開催をされておまして、新聞にも載っておりましたが、やはりそこでは高齢者の方からも我々も応分の負担はするといった意見が出されておるといったことも紹介がされておますし、また、それに対して大臣の答えも、受診の抑制につながってはいけないということで、それぞれの応分の負担の増にはやはり及び腰といったことが言われております。

これらの中間報告の状況を見てみますと、当然今桜井議員さん言われましたように、高齢者の方への配慮というのが色濃くは出ておりますが、当然その配慮の結果はやっぱり現役世代へということになってまいります。健保組合側の反発というのは、ここでも中間報告の際にも出されております。

どういうことになるかというのはもう全く見通しがついていないというのが、この中間報告が出た時点での新聞の論調でございました。私ども町も意見を述べよということでございますが、いろんな各界、各層、これは大きな制度改正でございますから、国のほうも意見を聴取をされておますし、当然有識者の会議の中でもいろんな議論がされておるところでございますが、我々が申し上げるまで

もなく、いろんな方向というんですか、角度から検討されておりますので、注視をするということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 あのね、注視はあかんのや。もう絶対あかん。そういうことを注視しとったら、曲げられてつくられるということやからね。それだけ言うておきますわ。やっぱり意見は言うべきや。共有する立場であつたらそうですわ。だから、知事もかなり聞かれて、ただ知事会の問題といっても知事そのもの、個々の知事がそれぞれちょっと意見反応しとるわけやね、新聞なんか見てもそうでしょう。やっぱりそれはそうですよ、受けたところでは問題も出てくるわけですから、差別を助長するようなことについては、廃止を求めることのほうが大事なんですよ。それは、それ以外にないんです。

それから、老人保健制度に、やはり戻す以外にないと思います。今なくなろうとしている保険制度に戻す以外にない、私はそう思いますので、その点もしっかり伝えていただきたいと思います。

それで、何回も言いますが、国庫負担が減らされれば減らされるほど人にかかるからね、運営主体にかかる、個々にかかる負担を増やすということや。国庫が減るとということは、周りに増やすということや。そんなことされたら困るというのを何で言わへんのかということですからね、はっきりしてくださいよ。後々私はこれは黙っとらへん、ずっと言うことで、責任も追及したいと思う。こういうときにこそ、言うべきやと。今制度がつかれようとしているときに、言うべきことは言わないといけないということですから、はっきりさせてください。

それから、議会基本条例と自治基本条例について伺いたいと思います。

これは町長に伺うわけでありますけれども、議会は議会基本条例の案をもちまして、当局との協議を重ねている中、一応町長は書面を

もってその一部に反対と、これ通告してまして、通告の段階と後の段階、ちょっときょう議員全員には説明はしますが、一部に反対と、こういう表明をされたことが経過としてあります。

あくまで議会基本条例は二元代表制のもとで、議会がその役割と使命を果たすために定めようとしているものであります。この条例案に対する町長の対応姿勢、これは最近有名な九州の阿久根市長ですね、専決を繰り返して。実際に事実やから言うてるんや。あれがやってることが、もう議会は何でも反対するさかいに、それはそうじゃないんや、やっぱり問題があれば反対して当たり前、それが議会です。だから、にもかかわらず反対をして通れへんから専決をすると、こういうようなことでやってきたことが、今いろいろ問題になり、リコール運動が現にあるわけですね。

だから、それはそれでいろいろ問題点があるわけですから、許せない問題として私もそう思ってますけども、本町においては当然これまでにここで何回か自治基本条例の制定問題でお尋ねをしたわけでありましたが、町はどういう説明をしてきたかといいますと、住民の意識がそこまで成長していない、機が熟していないと、こういうような説明でもって自治基本条例については制定はまだ検討もしてないと、こういうようなことを実は言ってきたんですね。そういうことがあります。その自治基本条例に先駆けて議会基本条例をつくらうとする、そのことにかなり町としてはいろいろ思われることがあるんかなと思います。議会が先駆けることについては、黙視できないと、看過できないということで見ておられるのか。その辺を含めて、町長の考え、姿勢を伺いたいと思います。いかがですか。村瀬くんの答えはええんや。

(町長首藤正弘「町長が答えるのと一緒や」の声あり)

いやいや、それはもう町長が答えてください。

○議長(佐野芳彦) 町長。

○桜井公晴議員 町長に言ってるんや、僕は。それで、町長に聞くと言うて聞いているのはそのためです。

(町長首藤正弘「座ってくんははれ、座ってくんははれ」の声あり)

ほかのことは部長が言うとしても私は何にも言うてへんわけや。それは町長が一遍どうですかというて答えてくださいよと言うとるわけや。

○議長(佐野芳彦) 答えてもらいます。座ってください。

町長。

○町長(首藤正弘) この件につきまして、この4月9日に議会のほうより協議依頼がございました。

議会の基本条例の案ということについて、私もいろいろと検討をし、我々は最終的に7月26日付で既に私の意見を議会のほうに表明いたしております。

改めて申し上げますと、議会みずからが議会議員の活動をより活性化し、住民との連携、協働のもとに豊かなまちづくりの実現に寄与されようと、こういうことをされようとしている点につきましては私自身も大いに敬意を表するものでございますが、そうした中でこの条例の案の中に議会と長、また執行機関との関係におきまして、現行法の趣旨の解釈において長との執行権等を制限する部分が見受けられ、協議の中でもその部分を指摘させていただいておりますが、多くの基本的な部分で削除ないしは修正する意思がないとの回答でございましたので、その理由を付して反対の意見を申し上げたというところでございます。

言うまでもなく、町と議会との基本的な関係におきましては、地方自治法等々、普通公共団体の長は当該普通地方公共団体を統括し、これを代表する。また普通公共団体の長は当該普通地方公共団体の事務を管理し、またこれを執行する、このようにされ、統括代表権、事務の管理、執行権など、多くの権限が与えられているところでございます。

議会も私ども執行機関も、住民の意見を尊重して行政、議会を運営することは同じでございますので、今後とも住民との合意形成に向けて努力していくことが重要と考えます。

太子町の住民福祉向上のため、議決機関である議会と行政執行権を担う長、執行機関が互いにおおの役割を認識し、尊重し合うことが必要であると、このように考えますので、当意見を検討いただき、また対処をお願いしたいと、このように考えます。

また、自治基本条例でございますが、これは私は議会のこの条例とは全く同じく、議会が先か、この自治基本条例が先かということは全く考えておりません。私自身は、自治基本条例、これにつきましては、やはり自治体における自治の基本原則を定めようとするものでございまして、住民と行政の情報共有や参画と協働の推進、住民と行政の役割、そうしたものが規定されておるところでございまして、情報共有や参画と協働、そうしたものが今後のまちづくりにおいて重要であるということは論をまちませんし、本町におきましても広報紙やホームページ、そうしたものの充実によるわかりやすい行政情報の発信、住民の代表者とひざを交えて懇談しますまちづくりの集い、そうしたものの開催、またパブリックコメントの実施や各審議会委員の公募、そうしたもの、以前より参画と協働の推進に努めているところございまして、私といたしましては早々に基本条例を制定する議論をするのではなく、まずは参画と協働の取り組み、そして参画と協働、情報共有、そうしたものをより実効あるものとしたしまして、太子町独自の参画と協働のあり方を形づくっていく、そうした中で住民の皆さんともまちづくりの進め方につきまして、議論また意識共有を深めていくことが先決であると、このように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私は、最近これどこの新聞

もあちこち出てるわけですけども、阿久根市政について地方自治が問われているってことで論評が出されたりしているわけですね。その中では、読みよったら時間かかるな。全国都道府県議長会とか、それも阿久根の場合も異常事態と、ただその中で議長に議会招集権を付与するなどの改正を国に要求して、現にしているわけですね。だから、そういうようなことを、そういういづれにしても法整備が検討されないといけない、ただ議会に対する不満、竹原市政のやっとなることについてもいろいろあってリコールになるけども、あそこの議会に対する不満も出てきている。名古屋の市政も一緒です。議会に対する不満も出てきているから、そういういろんなことが起こってくる、容認するような形になる。

それから、地方自治に新ルールを検討せえとかという論評も現にあります。これも、同じことを言うてなんですけども、地方議会の役割議論をということで、これ神戸の東播支社の田中さんが書いてるわけですけども、デスク改選という、これもごらんになったかな。見とらん、きのうの。

これでは、やっぱり同じことがいろいろ高砂市会の例だとか、また阿久根の市会の例だとか、いろいろ取り上げながら地方議会の役割議論をする必要があると、こういう囲みがあるわけですね。これ、当たり前のことだと思うんですけど、世論っていうのはそれであちこちの社説等でも出てきたり、有線放送でされたりすることがあるわけですけど、私は議会が権能を高めたいと思うのも、これ当たり前。それから、町長がこれまでの権限が侵されるのは承服しかねる、これも当たり前だと思います、それ自体はね。承服しかねるというのは当たり前だと思います。議会が権能を高めようというのも、今言いました全文読みませんけども、議会が何をしょってんやというのが問われようから、そういうふうにならないように権能を高めようというのも当たり前。それぞれ当たり前のことの中で、私た

ちが、本町議会がですよ、モデルとしていたしたのは、北海道の福島町が主であります。ここは町長と議会が善政、よい政治の競争をすると、こういうふうに内外に公言をして、今の条例をつくっているわけでありませうけれども、私はそういう立場で二元代表制のそれぞれがそれぞれ今できることをやるようにすべきやと、そういうことで今の本町の条例案をつくって、一応議員の中での合意を得ていると、こういう中のことですから、町とさらなる協議を重ねながら前進を図っていききたい。

しかし、すべて権限を侵すってということじゃないですからね。ただ、透明性を確保するとかということが、よう聞いといてくださいよ、全部見てください。先ほども最初に一般質問をされた中でも出ておりましたように、議員の言い分がだれかの言い分かということで、透明性を確保しようと思ったらかた苦しいけれども文書できちっと往復をしておく、その必要性もあるんです。労力もかかる面がありますけれども、何かの取引をする、前からあったことですからね、これも。あんたはそんだけ言うてのことを聞くなら、こっちも言うこと聞いてよと、こういうことが繰り返されてきたじゃないですか。そういうことの中で、文書での質問、答弁、かた苦しい内容をもってすることも大事やし、それから会期の問題もそうですから、これからいろいろ論議はしたいと思いますけども、公にしとけば何ら契約問題含めて全部がようわかるようにしとけば、何にも言われることはない、そういうことです。議員との間もそうです。その辺が前からいろいろ支配の仕組みのように使われてきたことについていろいろ問題があるから、私は言ってるんです。それは、口ききという形と裏返しにまた言うこと聞いてよと、こういうようなことでやられてきたことも事実です。あの人はここの自治会の役に立とうへんと、こういうふうに使ってきたのも町やないですか。裏はありますんですからね。それらのことの中でしっかり整理をし

ようと思うたら、透明性と事実確認ができるようにしておくということが、町側には少し事務の負担がかかるかわかんけれども、はっきりとさせとくほうがええわけです。そういう面から中身があるんですけど、それらは論議しますけど、これから。

だけど、福島町の例を参考にしている善政競争をしようと、そのルールにお互いにつこうというのが条例ですから。条例は定めたらそれに縛られるという面もあります、互いにね。だから、そこらを含めて再度確認をしておきたいと思います。

あとの時間もありますので、何分残ったかいな。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 今、いみじくも鹿児島市の阿久根市、また名古屋、いろいろとおっしゃいましたんですが、私はそういう町政を執行しているつもりは全くございません。

また反面、いろいろと議会側はおっしゃっておりますが、私どもの意見も取り入れていただかなければいけないと、このように考えるところでございます。まして法的に問題があるような議会広報も発行されているように私は感じます、はっきり言います、個人名を出して議会広報が発行されている、そういうようなことも私ども申し上げております。やはり、そういうところは聞き入れていただかなければいけない問題ではないかと、このように考えるところでございます。また、そうした中で我々はやはり地方自治法等々、その中では普通公共団体の執行機関は当該普通地方公共団体の条例、予算その他議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務をみずからの判断と責任において誠実に管理し及び執行する義務を負うと、このようにされておまして、町民に対しても大きな責務を背負っておるところでございます。やはりみずからの判断と責任、そうした点、強調されております点については他の機関からの干渉や人にとられないことを意味しております。

本条例案におきましては通年議会と受け取れる会期の設定や、議決事件の大幅な追加などは長の執行権を制限するものでございまして、現時点においては私は取り入れないと、このように考えております。そうした点、やはり私はそうした判断のもとに執行させていただいておりますので、ご理解のほど賜りたいと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 また後々これは言いますんで、広報のことはようわからん。次に庁舎用地の、庁舎問題についてですね。庁舎の位置ってというのは通告しておりますように、でき得る限り町の中心が望ましいと。候補地の条件等について、これはもちろん価格の面もありますし、また、町民の中には新聞に出て、お金が太子町ようけあるんやなあという意見もあります。町長の談話はあくまで候補地やと、よく協議をするというてそれは載ってまして、議会にもこないだ説明しよったことだと思いますけども、やっぱり太子町の役場の位置に関する条例というのがありますから、それら等を含めてきちっとしないといけない。

また、建物についても、合併の先例が示すようなことにならないようにもしないとけない。住民の目が届くようなこと、シンプルで機能性のある、機能だけが大事な庁舎を必要とすることについては、新聞報道後も皆さんの意見としてはあります。しかし、お金の問題、場所の問題を含めて意見があります。それに今、適切に答えていただきたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） この新庁舎の候補地の決定等々につきましては、住民の利便性、また、都市計画的な町条例の条件、また、費用対効果等々、精査、また、考慮しまして、広く住民の皆さんの意見を聞きながら進めていく必要があろうと、このように考えておりますが、もうその要件は言わなくてもおのずと

知れているところであらうと思いますが、庁舎は地域行政の中核をなす施設でございまして。住民認識においてほぼ中心となる立地、または今後の都市形成の拠点として等しい立地、また、他の公共、公益施設との機能集積効果が期待できる立地、また、地域住民の利用に際し、アクセス至便な立地、そして地震、火災、水害等の災害に対する安全性、また周辺状況、将来の拡張性などを考慮できる立地、そして用地の確保が可能もしくは容易な立地、用地取得可能なタイミングと業務スケジュール等の整合、そうしたものを評価して進めていく必要があろうと、このように考えております。

私自身、いろいろと見てみます中で、今議員のほうからも町の中心部という点も言われておりますが、今どこにそしたらそうした候補地を見つけていくか、我々も十分検討した中で、やはり昨年の12月の一般質問でしたですか、議員さんの質問の答弁の中でも、用地が決まればこの庁舎問題はおのずと進行していくという答弁をさせていただいております。

そうした中で、今の候補地というのは、私はすべての面で適合した用地であると、このように考えるところでございまして、あと、跡の件ですね、そうしたところは今後しっかりと煮詰めていき、またご報告をさせていただきたいと、このように考えます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 後々、これはまた何うし、先ほどちょっと言うたように役場位置の問題がありますからね、条例が、これもね。忘れとってへんと思いますけど。

そういう問題、住民参加っていうのはそういうところに当然出てくるわけですから、またそれと費用。先ほど言いましたように、どれだけお金があるんですかという問いが、現に私の耳にも入ってますということには、きちっと答えてもらわなあかんのですけどね。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 私自身は先ほどもお答えしましたように、とりあえず用地の候補、候補も選定もせずに価格交渉に入れるというようなこともございません。

財政的には、私はめどが立つと、やっていけるという中での対応でございますので、今後そうしたところは交渉中で明らかにしていきたいと、このように考えるところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で桜井公晴議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月6日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

ご苦労さんでした。

（散会 午後3時15分）